

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月27日

【事業年度】 第19期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

【会社名】 CRAVIA株式会社
(旧会社名 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社)
(注) 2025年10月29日開催の臨時株主総会の決議により、2026年1月1日をもって当社商号を「アジャイルメディア・ネットワーク株式会社」から「CRAVIA株式会社」へ変更いたしました。

【英訳名】 CRAVIA Inc.
(旧英訳名 Agile Media Network Inc.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤原 宏樹

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門二丁目3番6号

【電話番号】 03-6435-7130(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 藤原 宏樹

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝大門二丁目3番6号

【電話番号】 03-6435-7130(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 藤原 宏樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月		2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	632,900	447,185	289,350	455,521	546,224
経常損失()	(千円)	96,618	224,637	439,211	320,539	301,762
親会社株主に帰属する 当期純損失()	(千円)	740,769	231,801	491,495	337,676	258,588
包括利益	(千円)	737,421	232,383	501,893	332,874	263,897
純資産額	(千円)	368,559	73,037	111,395	342,936	426,729
総資産額	(千円)	444,670	437,045	349,275	557,571	661,451
1株当たり純資産額	(円)	41.64	3.39	4.89	10.70	11.83
1株当たり 当期純損失()	(円)	99.25	25.67	27.06	13.98	8.16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)					
自己資本比率	(%)	83.86	12.64	31.09	54.85	60.23
自己資本利益率	(%)			599.96	162.96	73.44
株価収益率	(倍)	1.75	3.73	14.85	5.87	8.46
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	217,941	515,792	577,091	266,284	281,221
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	32,969	28,911	99,750	79,410	281,279
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	104,970	575,791	500,607	516,164	307,543
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	260,412	349,948	173,648	344,118	89,161
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(名)	60 〔 〕	49 〔 〕	43 〔 〕	30 〔 〕	25 〔 〕

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第15期および第16期の自己資本利益率は、15期の純資産額と親会社株主に帰属する当期純利益がともにマイナスであるため表示しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。
4. 当社は2023年10月6日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月		2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	553,036	407,225	277,239	277,041	205,718
経常損失()	(千円)	50,425	194,986	324,694	216,352	284,108
当期純損失()	(千円)	749,441	233,505	475,524	343,348	261,228
資本金	(千円)	201,750	532,007	804,463	268,366	443,928
発行済株式総数	(株)	普通株式 2,985,180	普通株式 5,429,440	普通株式 22,224,420	普通株式 28,575,720	普通株式 33,685,080
純資産額	(千円)	367,686	71,580	131,408	351,086	431,463
総資産額	(千円)	437,470	435,036	355,379	534,606	595,591
1株当たり純資産額	(円)	41.54	3.30	5.54	11.01	12.01
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純損失 ()	(円)	100.41	25.86	26.18	14.22	8.24
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)					
自己資本比率	(%)	85.04	12.36	34.66	58.87	67.94
自己資本利益率	(%)			537.4	156.8	72.63
株価収益率	(倍)	1.7	3.7	15.3	5.77	8.37
配当性向	(%)					
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(名)	52 〔 〕	49 〔 〕	32 〔 〕	24 〔 〕	15 〔 〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%)	41.3 (143.0)	25.7 (139.5)	108.2 (178.9)	28.2 (182.5)	39.8 (213.2)
最高株価	(円)	952	555	961 (2,798)	492	177
最低株価	(円)	419	224	350 (184)	72	60

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期以降に係わる主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。
4. 当社は2023年10月6日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額を算定しております。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場によるものであり、2022年4月4日より東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお第17期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。

2 【沿革】

年月	概要
2007年2月	東京都新宿区西新宿にアジャイルメディア・ネットワーク株式会社を設立 ブログネットワークにて広告配信を開始
2007年8月	東京都港区南青山に本社移転
2007年10月	クチコミを広告に反映させる「ソーシャルパナー広告」を提供開始
2008年4月	東京都渋谷区東に本社移転
2009年12月	東京都渋谷区渋谷に本社移転
2012年4月	ソーシャルメディアを横断し影響力を測定する「ユーザーチャート」を提供開始
2012年10月	プライバシーマークの認証取得
2013年7月	ブランドのファンを活性化させる「アンバサダープログラム」を提供開始
2014年3月	アンバサダーに特化した登録管理/分析ツール「アンバサダーダッシュボード」をリリース
2015年5月	企業と質の高いブロガーをマッチングする「レビューズ」を提供開始
2016年1月	「アンバサダーダッシュボード」を大幅改善・刷新し、アンバサダー統合管理・分析ツールとして「アンバサダープラットフォーム」を提供開始
2016年3月	東京都港区虎ノ門に本社移転
2018年3月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2018年8月	テストマーケティングプラットフォーム「CATAPULT」を提供開始
2018年12月	台湾に海外子会社愛加樂股份有限公司を設立
2019年7月	株式会社クリエ・ジャパンを子会社化
2020年7月	株式会社popteamを子会社化
2020年12月	HAIRSTUDY株式会社を子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に移行
2022年6月	愛加樂股份有限公司の解散及び清算手続き開始
2022年9月	株式会社クリエ・ジャパンの株式譲渡
2022年10月	HAIRSTUDY株式会社の株式譲渡
2023年1月	株式会社コンフィを子会社化
2023年2月	株式会社popteamの株式譲渡
2023年6月	東京都港区にpapaya japan株式会社を設立
2023年7月	東京都港区にand health株式会社を設立
2023年9月	愛加樂股份有限公司の清算終了
2023年12月	東京都港区に株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENTを設立
2024年4月	インフルエンサーマネージメント事業を開始
2024年6月	当社及び当社子会社によるECによる小売業を開始
2024年7月	東京都港区芝大門に本社移転

2024年7月	株式会社グローリーを子会社化
2024年10月	東京都港区に株式会社ミライルを設立
2024年11月	株式会社インプレストラベルを子会社化
2024年11月	東京都港区に株式会社BEBOPを設立
2025年1月	有限会社辻元を子会社化
2025年3月	東京書店株式会社の株式30%を取得し持分法適用関連会社化
2025年3月	株式会社みっとめるへん社の株式30%を取得し持分法適用関連会社化
2025年4月	持分法適用関連会社 株式会社V-TOKERを設立
2025年4月	株式会社cadreを子会社化
2025年9月	東京都港区に株式会社グローバルM&Aパートナーズを設立
2025年10月	and health株式会社を存続会社、株式会社コンフィ及びpapaya japan株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施し、and health株式会社をBTCリンク株式会社へ商号変更
2025年10月	株式会社玉光堂より買取専門店3店舗を譲受け、リユース事業を開始
2026年1月	商号をCRAVIA株式会社に変更
2026年1月	東京書店株式会社及び株式会社みっとめるへん社がメモリーテックつくば株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅、存続会社であるメモリーテックつくば社に対して重要な影響力を有しなくなったため持分法適用関連会社から除外

3 【事業の内容】

当社グループは「世界中の“好き”を加速する」をビジョンに掲げ、クライアント企業の商品や製品・サービスのファンを対象に“クチコミ”（利用体験の発信・購入の推奨）の活性化や購買の促進を支援する様々なサービスを提供しております。

インターネット、スマートフォンの普及により人々の生活や企業の活動は大きく変化し、製品やサービスが高機能化・成熟化する中で、今までの企業の宣伝活動の中心であったテレビCMや新聞・雑誌広告だけでは、自社の製品やサービスの価値を十分に伝えることが困難な状況となりました。特に近年のSNSの発達により、個人がSNSを通じて発信する“クチコミ”が製品やサービスの購買選択に与える影響は著しく大きなものとなっております。

当社はこのような状況において、好きな企業、製品やサービスについて“自発的にクチコミ/推奨するファン”を「アンバサダー」と定義し、アンバサダーの情報発信力、運営ノウハウを活用し、分析テクノロジー、プロモーション、販売促進活動から商品開発を支援する「アンバサダー事業」を展開してまいりました。企業の取り組みや製品/サービスの価値を正しく伝えることが難しい時代において、「アンバサダー」を通じて製品やサービスの魅力が伝わる仕組みを提供することで、クライアント企業へ有益な情報を提供しマーケティング活動の推進に貢献することを目指しております。

その一方で、当社は、アンバサダーマーケティング事業のみに依存することに問題意識を持っており、新たな収益源を確保することが解消すべき課題であると認識しておりました。

デジタルトランスフォーメーションの進展に伴い、消費者の行動があらゆる面でデジタルにシフトしている現在の状況においては、当社がこれまでアンバサダー事業によって培ってきた最先端の専門技術とノウハウを活かし、大きな成長を見込めるステージであると考えております。

子会社を含めた当社グループとしては、さらに積極的にM&Aや業務提携に取り組み、美容健康機器等の製造販売業、ECによる小売業、旅行、タレントマネジメント等のエンターテインメント事業に加え、2025年より新たに貴金属・ブランド品等を扱うリユース事業を開始するなど事業の多角化を推進することで、一層の収益拡大を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループは、当社及び連結子会社9社（BTCリンク株式会社、株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT、株式会社グローリー、株式会社ミライル、株式会社インプレストラベル、株式会社BEBOP、有限会社辻元、株式会社cadre、株式会社グローバルM&Aパートナーズ）で構成されており、当社グループの事業における位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

アンバサダー事業

企業や商品などブランドのファンを「推奨活動を行うファン」すなわち「アンバサダー」として組織化し、SNSを通じた1人ひとりのクチコミの促進によるプロモーション、及びその分析により、商品・サービスの売上拡大など「ファンの声による事業貢献」を実現する「アンバサダープログラム」を提供しています。

「アンバサダープログラム」ではアンバサダーの募集/登録/分析/抽出/連絡に使用する基幹システム「アンバサダープラットフォーム」を各プログラムに導入し、プログラム運用支援やクチコミを促進するための施策の企画・運営支援、効果測定やコンサルティングまで含めて、様々なサービスを提供しております。

「アンバサダープログラム」の標準的な流れ

- | | | |
|--------------|---|---|
| 募集告知 | : | 企業が保有する会員組織（メールマガジン、eコマース会員、企業の公式SNS登録者など）に登録しているファンにアンバサダープログラムの案内をメールやSNS投稿などで告知します。すでに顕在化しているファンを特定して、スカウトしに行くケースもございます。 |
| 登録・コミュニケーション | : | ファンは当社が設置するアンバサダープログラム登録フォームからアンバサダー登録を行います。その際に取得した情報をもとに、1人ひとりのSNS投稿の影響力やクチコミ貢献度合い、属性や興味関心を分析します。 |
| 企画募集・選出 | : | アンバサダー限定の機会（限定モニターやイベントへの招待など）を企画・案内し、応募があったアンバサダーの中から、アンバサダープラットフォームに蓄積されたデータを元に熱量が高く貢献度の高い方を選出し、企画を実施・運営します。 |
| クチコミ発生 | : | アンバサダーから直接、SNSを通じて限定機会を体験した感想や商品の特徴が伝わることで、友人や知人に影響を与えます。 |

効果測定 : 当社ASPサービスであるアンバサダープラットフォームによるクチコミ（SNSなどの発言内の文字や画像）の分析やアンケート調査により効果測定を行います。

また、すでにネット上で高い知名度と影響力を持っている「インフルエンサー」に依頼し、彼らのソーシャルメディアでの発言によるプロモーションにより売上拡大などの事業貢献に結びつける「インフルエンサーマーケティング」にも取り組んでいます。インフルエンサーマーケティングに関しては商品の売上と販促費が連動する「成果報酬型」のアプローチも推進しており、商材や案件の特性に応じて提供しています。

製造販売業

「製造販売業」では、高気圧の環境を作り出すことで体内に取り込む酸素量を増加させる高気圧酸素カプセル「O2 health」等の高気圧酸素機器及び酸素発生機的设计、開発、製造、販売、並びにレンタルを行っております。製品は主に個人宅、企業内の福利厚生施設、接骨院、トレーニングジムなどに導入されています。

小売業

「小売業」では、当社及び子会社のBTCリンク株式会社の運営するECサイトにて、カラーコンタクトレンズ、音楽・映像ソフト(CD・DVD)、家電・SIMカードなどの小売販売を行っています。楽天、au Payマーケット、Q10、amazon、yahooなどの大手ECモールに出店しており、取扱商品の幅広さが好評を集めています。

なかでも音楽・映像ソフト(CD・DVD)については、価格政策と広告出稿への取り組みが功を奏し、売上は増加傾向にあります。また子会社BTCリンク株式会社は高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証を取得し、カラーコンタクトレンズのネット販売を手掛けています。低価格と商品のバリエーション、さらに納品の早さが好評を得ており、2025年には新商品「柏木由紀プロデュース カラーコンタクトレンズ「Winkuu（ウインクウー）」が話題となりました。

さらに2025年10月より新たに貴金属・ブランド品の買取及び販売を行うリユース事業を開始しました。リユース（買取）および携帯電話修理を行う併設型店舗3店舗を展開し、併せて希望する来店客に不動産会社を紹介するサービスを開始しています。

その他

上記事業に含まれない既存事業、新規事業の展開を行っています。

各セグメントの事業内容及び主要会社は次のとおりです。

セグメント	事業、サービス	主要会社
アンバサダー事業	アンバサダーマーケティング事業 インフルエンサーマーケティング事業	CRAVIA株式会社 株式会社グローリー 株式会社BEBOP 株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT
製造販売業	酸素カプセル等の高気圧酸素機器及び酸素発生機的设计、開発、製造、販売並びにレンタル	BTCリンク株式会社
小売業	コンタクトレンズ、音楽・映像（CD・DVD）、家電等の小売販売 家電製造販売 リユース事業	CRAVIA株式会社 BTCリンク株式会社 株式会社ミライル 有限会社辻元 株式会社cadre
その他	旅行業・M&Aアドバイザー事業等	株式会社インプレストラベル 株式会社グローバルM&Aパートナーズ

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) BTCリンク株式会社(旧 商号:and health株式会 社) 注3、10	東京都 港区	1,000千円	小売業・製造 販売業	100.0	役員の兼務 1名
(連結子会社) 株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT 注4	東京都 港区	10,000千円	アンバサダー 事業	51.0	役員の兼務 1名
(連結子会社) 株式会社グローリー 注11	神奈川県 綾瀬市	13,000千円	アンバサダー 事業	100.0	役員の兼務 1名
(連結子会社) 株式会社ミライル 注5	東京都 港区	1,000千円	小売業	51.0	役員の兼務 1名
(連結子会社) 株式会社インプレストラ ベル 注6	東京都 港区	4,000千円	その他	80.0	役員の兼務 1名
(連結子会社) 株式会社BEBOP 注7	東京都 港区	1,000千円	アンバサダー 事業	90.0	役員の兼務 1名
(連結子会社) 有限会社辻元 注8	東京都 港区	3,000千円	小売業	100.0	役員の兼務 1名
(連結子会社) 株式会社cadre 注9	東京都 渋谷区	1,000千円	小売業	51.0	役員の兼務 1名
(連結子会社) 株式会社グローバルM&A パートナーズ	東京都 港区	5,000千円	その他	66.0	役員の兼務 1名
(持分法適用関連会社) 東京書店株式会社	東京都 港区	10,000千円	その他	30.0	出資
(持分法適用関連会社) 株式会社みっとめるへん 社	東京都 文京区	98,000千円	その他	30.0	出資
(持分法適用関連会社) 株式会社V-TOKER	東京都 港区	5,000千円	その他	49.0	出資

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 債務超過会社であり、債務超過の額は2025年12月31日時点で137,456千円です。
4. 債務超過会社であり、債務超過の額は2025年12月31日時点で35,876千円です。
5. 債務超過会社であり、債務超過の額は2025年12月31日時点で1,004千円です。
6. 債務超過会社であり、債務超過の額は2025年12月31日時点で1,907千円です。
7. 債務超過会社であり、債務超過の額は2025年12月31日時点で9,963千円です。
8. 債務超過会社であり、債務超過の額は2025年12月31日時点で10,958千円です。
9. 債務超過会社であり、債務超過の額は2025年12月31日時点で10,475千円です。
10. BTCリンク株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	161,748千円
	経常損失	7,301千円
	当期純損失	7,614千円
	純資産額	137,456千円
	総資産額	100,631千円

11. 株式会社グローリーについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	79,273千円
	経常損失	1,896千円
	当期純損失	2,076千円

純資産額 872千円
総資産額 15,476千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
アンバサダー事業	18
製造販売業	
小売業	7
その他	
合計	25

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. アンバサダー事業の規模の縮小に伴い、前連結会計年度から5名減少しております。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
15	39.8	4.3	3,571

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
アンバサダー事業	13
製造販売業	-
小売業	2
その他	
合計	15

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、他社への出向者数(1名)及び臨時雇用者数(1名)は含んでおりません。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループの目指す姿として「ビジョン」「ミッション」を以下のとおり定め、企業や製品のファンによるクチコミや購買の促進を支援する様々なサービスを提供しております。

<ビジョン>

世界中の"好き"を加速する

<ミッション>

個の力を最大化し、“小さな経済”を成長させる

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、収益力を高めるとともに、経営の効率化を図ってまいります。売上高及び売上高営業利益率を重要な経営指標と位置づけ、各営業課題に取り組んでまいります。

(3) 対処すべき課題等

不適切な資金流用及び会計処理への再発防止策の徹底

当社は、2021年6月16日付「2021年12月期第1四半期報告書の提出期限の延長（再延長）に係る承認申請書提出のお知らせ」及び同年6月21日付「第三者委員会の最終調査報告書公表及び役員報酬の減額に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第三者委員会による調査の結果、元役員による不適切な資金流用が行われていたこと、及びその後の社内調査により、ソフトウェア資産において不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。

当社は、本事案を受け、第三者委員会の最終調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、再発防止策を策定し、継続して運用をおこなってまいりました。しかしながら、2022年1月、当社台湾子会社ならびに当社の過去の取引において新たに不適切な会計処理が発覚し、2022年2月1日付「第三者委員会の設置及び2021年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて開示のとおり、前回調査で発覚しなかった疑義について、再度、第三者委員会を設置し調査を実施いたしました。調査結果については、2022年4月11日付「第三者委員会の調査報告書の公表について」にて開示しております。

これら2回の調査結果では、取締役会や監査役による業務執行に対する監督機能及び牽制機能の機能不全、内部監査の不足、社内規程及び業務フローの不備並びにこれらの運用方法の周知不足、役職員のコンプライアンス意識の欠如など、内部管理体制等の不備が一連の不祥事の原因であることが明らかにされました。また、当社の内部管理体制等に改善の必要性が高いと認められ、2022年6月16日付で、当社株式は東京証券取引所から特設注意市場銘柄の指定を受けました。

当社は、これらの2度にわたる第三者委員会の調査報告の結果と特設注意市場銘柄の指定を重く受け止め、2022年9月30日付「改善計画・状況報告書」の公表についてにてお知らせのとおり、以下の再発防止策を策定し、コーポレートガバナンスの強化、内部管理体制の整備等、再発防止策の実施に真摯に取り組みました。2023年6月16日、これら再発防止策の実施状況や今後の改善策の運用方針等を取りまとめた「内部管理体制確認書」を東京証券取引所に提出したところ、経営体制の刷新や監査等委員会設置会社への移行を始めとした内部管理体制の改善が認められ、2023年8月30日付で、特設注意市場銘柄の指定を解除されることができました。

当社は、この一連の不祥事により、株主、投資家及び取引先などステークホルダーの皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを忘れず、今後も内部管理体制を常に見直し、体制の整備・強化を継続するとともに、当社グループ一丸となって、企業価値の向上に向け全力を尽くしてまいります。

イ. コーポレート・ガバナンス体制の強化

a. ガバナンス強化委員会の設置

当社の取締役会や監査役会が適切に機能していなかった原因の一つとして、これらを支援する独立した機関がなかったことを鑑みて、2022年より当社のコーポレートガバナンス体制の強化に向けた取り組みを包括的に支援する独立した機関であるガバナンス強化委員会を設置しております。ガバナンス強化委員会の主な役割は、取締役会や監査等委員会の適切な運営や、実効的な内部監査の実施、社内規程や業務フローの見直し改善

など本書に記載された改善計画の取り組みを、諮問機関として支援することになります。

b. 役員選任基準や適合状況の検討フローの見直し

役員候補者のコンプライアンスに対する意識をより重視し、ガバナンス強化委員会による適正チェックなども活用して役員の適正性をより客観的に把握し、候補者選定に役立てられるように体制を整えました。今後も継続して運用してまいります。

c. 取締役会報告内容の充実

取締役会へ提出する資料について販管費明細の細分化、資料作成方法のマニュアル化、事前提出期限の策定などを行ってまいりましたが、全社的な統制/牽制のさらなる強化、及び取締役会における戦略立案のための議論を深めることを目的に、会計システムから出力される詳細な業績データを添付するなど取締役会へ提出される資料の充実を図ってまいります。

d. 取締役会議事録の内容充実及び作成方法

取締役会での議論をより網羅的に取締役会議事録に記載しており、取締役会の場で発言することや議論への積極的な参加の重要性を改めて確認するとともに取締役会においてより深い議論を行っております。取締役会議事録の充実にあたっては、2022年8月9日開催の取締役会から議論を全て録音する運用を行っております。

会議での発言要約を文字おこしたものを別途保管し、取締役会議事録の根拠資料としております。また、ガバナンス強化委員会への諮問事項に加え、取締役会の適正な運営を行っております

e. 経理チームにおける出納担当者・承認者/計上担当者・承認者の明確な分離

出納と計上の分離に関して経理規程などの関連規程を見直すとともに、実際に出納と計上の担当者を分離しました。具体的には出納担当1名、計上担当1名が実施しております。また、更に別の者が承認する体制としております。

ロ. 情報収集体制の強化

a. 外部機関への内部通報窓口の設置

2021年10月に社外監査役を内部通報窓口として社内周知いたしました。2022年11月から更に内部通報窓口を安心して利用できるようにするため、社外監査役の内部通報窓口に代えて、完全に中立な立場にある外部の内部通報窓口サービスを設置し、内部通報をより適切に対処する体制を整備いたしました。窓口変更後も、通報内容に関する守秘義務の徹底、通報を理由とする不利益な取扱いの防止等、2022年6月1日に施行した改正公益通報者保護法及びそのガイドラインに則した運営をしております。

b. 内部通報制度の周知徹底と信頼性の醸成

内部通報制度について社内研修や全体会などの場での、役職員への周知をより徹底いたします。内部通報窓口の存在とその連絡方法、情報提供者の秘匿及び不利益扱いの禁止について改めて周知することで、コンプライアンス違反を社員が認識した際に、速やかに内部通報窓口で連絡をすることができるような社内環境を作っております。

c. 役員への定期的なアンケート調査

当社役員へコンプライアンス違反についての2022年12月より定期的なアンケートを実施し、情報収集に努めます。

ハ. 内部監査体制の見直し

a. 監査等委員会との連携強化

月に一度、内部監査室から監査等委員会へ内部監査業務の内容を報告させる体制を整備し、必要に応じて監査等委員会の指示に従い、内部監査室が内部監査を実施するなどの体制を整備しました。また四半期ごとの報告では、内部監査のスケジュール、重点監査項目、ヒアリング内容、中間結果及び最終結果といった、四半期ごとの内部監査の計画から実施結果まで取り上げる体制を整備いたしました。

b. 内部監査室の専任担当者の確保及び外部専門家によるサポート体制の構築

2022年9月より専任の内部監査担当者を設置しております。内部監査室の専任担当者は内部監査の実務に長期間従事しており、当社及び当社グループの内部監査を実施するにあたり必要な知見を一定程度有しております。また、内部監査の知見のある専門家のある外部専門家の人員1名を内部監査室に追加配置し内部監査体制の強化を図っております。

c. 社内情報へのアクセス権限の見直し

内部監査室が内部監査を遂行する上で必要な社内情報へのアクセス権限は適宜見直されており、内部監査をより機動的に遂行できる体制を確保しております。

二．監査等委員会における監査の実効性担保

ア．内部監査室と監査等委員会の連携強化及び監査等委員間における情報共有の促進

監査等委員会と内部監査室との連携をこれまで以上に強化することで、より実効的な監査体制を構築するため、監査等委員会が内部監査室から監査の方針や進捗について報告を求めることができるように内部監査規程を改定し、報告内容に基づいて内部監査室に対して具体的な指示を行うことができるような体制を整備しております。また、監査等委員間でのコミュニケーションを密にできるような環境を構築しております。

イ．社内情報へのアクセス権限の見直し

監査等委員が監査を遂行する上で必要な社内情報へのアクセス権限は適宜見直されており、監査等委員による監査をより機動的に遂行できる体制を確保しております。

ホ．社内規程の整備・改定及び業務フローの見直し

ア．社内規程の包括的な見直しと社内周知の徹底

当社にある規程全体については一斉に点検が行われ、それぞれの規程について改定の必要性を監査等委員会、内部監査室とも協議しながら判断し、社内改善分科会にて検討した結果を反映する形で必要な改定を行い、改定が済んだ規程に関しては速やかに周知を行いました。ガバナンス強化委員会においても、規程の改定内容も含め規程の改定の必要性及び十分性を確認しました。今後も必要に応じて規程を見直してまいります。

イ．経理部門の専門知識の向上

財務経理部において当社に必要な会計専門知識を習得し、個別の会計処理の適否を検討できるよう、また、必要に応じて事業部門の社員への会計処理の指導を行うことができるよう、財務経理部が外部の会計専門家に都度確認したり、外部の会計専門家から研修を受けたりすることのできる体制を確保しております。

ヘ．コンプライアンス意識の向上

ア．役職員に対するリスク・コンプライアンス意識の改革

当社のコンプライアンスに関する施策の最優先課題として、役職員へのリスク・コンプライアンス意識を高め、維持していくことが必要であると認識しています。このため、当社の全役職員（契約社員・派遣社員を含む）に対して、外部の専門家によるリスク・コンプライアンス研修を年2回実施し、徹底したコンプライアンス意識の醸成を図っております。

イ．コンプライアンス専門組織の設置

社内に対しては会社としてコンプライアンスを重視していること、また社外に対してコンプライアンス経営を推進していることを周知していくために、法務・コンプライアンスを担当する独立した組織の設置が必要であると考え、そこで、管理を管掌する取締役の下に法務・コンプライアンス部を設置しております。法務・コンプライアンス部の役割としては、通常の法務業務に加えて、コンプライアンス教育計画の立案、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス研修後アンケートの監修／実施／報告といった役職員に対するコンプライアンス教育や内部通報制度の周知徹底などのコンプライアンスに関わる業務を専門的に担うこととし、当社として、これらを確実に実施、履行できる体制を確保しております。

イ．人事評価における職業倫理チェックシートの活用

2023年1月から職業倫理チェックシートを人事評価の指標の一つとして活用することで、会社としてコンプライアンスを重視していることを全社的に明確にしております。職業倫理を基礎とした評価を人事評価に繋げることで、コンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

上記具体策を実行するにあたり、監査等委員会を中心とした定期進捗モニタリングにより、適時に状況を把握し、改善に努めてまいります。

アンバサダー事業の収益拡大及び事業多角化の推進

イ．顧客基盤の拡大について

当社グループの主力事業であるアンバサダー事業は、これまでは当社の基幹システム「アンバサダープラットフォーム」を軸としたファンコミュニティの提案が中心となっておりましたが、その後マーケティング戦略上連携が求められやすいSNSアカウント運用やインフルエンサー活用、さらに2025年にはTikTok Shop活用などを組み合わせることで、顧客への提案、セミナーの開催といった営業活動を実施しております。

ロ．アンバサダープログラムのテクノロジー・ノウハウを活かした事業多角化の推進

当社は、主力商品である「アンバサダープログラム」の開発・運用の実績から、アンバサダーのクチコミ効果を分析する独自のテクノロジーや、アンバサダーの行動によるビジネス貢献の分析モデル等のノウハウを保有しています。今後、短期的に収益の黒字化を実現するために、これらのテクノロジーやノウハウとのシナ

ジーが期待できる新しい事業分野への取り組みを推進してまいります。

当社はすでに前連結会計年度において「ECによる小売業」を開始し、また株式会社グローリーの子会社化により「幼児用教材事業」に進出して、それぞれに成果を上げています。さらに当連結会計年度においては「エンターテインメント」「旅行」「コンタクトレンズ製造販売」「リユース」「M&Aコンサルティング」などM&A及び新規事業への投資を通じて、事業の多角化を推進し、新たな収益源確保を推進しています。

八．アンバサダー事業との連携強化及び個人目線でのサービス展開の拡大

上記のとおり、当社は新たな収益源を確保するため、当社の主力事業であるアンバサダー事業でこれまでに得られたテクノロジーやノウハウを活かし、新規事業分野への取り組みを推進いたします。

例えばECによる小売業においては、小売販売による売上により収益を確保するコンシューマー向けECにおける一般的な形態であるECモール店舗から事業を開始した結果、2024年8月29日付「業績予想の修正に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、ECによる小売業の売上が好調に推移しております。

次のステップとして、商品提供元である企業や店舗経営者からの情報だけでなく、アンバサダー事業と親和性の強い「消費者に近い第三者の視点」からの情報であるアンバサダー、インフルエンサーによる「個人目線の推奨、レコメンデーション」による商品・サービス販売へと拡大していく予定です。

当社の主要事業であるアンバサダー事業との連携の強化を行いつつ、サービスの提供先を企業だけでなく一般の消費者・地方自治体等にも広げ「アンバサダー」のさらなる可能性を見出すとともに、当社のテクノロジーと企画・運営ノウハウを活用した販促・購買支援、市場調査、商品開発など新たな収益性を見込めるサービス展開を検討しております。

資本政策による財務基盤の安定化

当社は、当連結会計年度に、第三者割当による第11回及び第13回新株予約権の一部の行使により、資本増強を図ってまいりました。

しかしながら依然として当社の資本は脆弱であると言え、業容拡大のための投資や安定的な事業運営のための資金調達の実施が不可欠であります。今後も資本政策について多角的な検討を進めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

ガバナンス

当社グループにおいては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するためのガバナンスに関しては、コーポレート・ガバナンス体制と同様となります。当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

戦略

当社グループは人材の育成と定着に関する取組を経営上重要な課題であると考えております。

半期に一度の人事評価面談においては職業倫理に関する項目を設定し、コンプライアンス意識を高くもつ人材を積極的に重用することにより、コンプライアンス意識が根付いた企業風土を構築し、不正行為や各種ハラスメントなどが起きないより働きやすい環境整備に努めております。

リスク管理

四半期に一度開催されるリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会において、サステナビリティ関連のリスクを含む全社的なリスク項目やコンプライアンスリスクについて、審議、検討及びモニタリングを行っております。委員会の活動内容は取締役会に報告し、必要に応じて取締役会で適切な対策を審議・決定しております。

指標及び目標

当社グループでは、本報告書提出日現在においてサステナビリティ関連のリスク・機会を管理するための具体的な指標は設定しておりません。今後、定量的な数値指標や目標の設定要否についてを協議し、必要に応じて策定を検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性がある主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避、発生した場合の対応に努める方針です。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載のない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結会計年度まで継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、また当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、当該事象または状況を解消するために、以下の施策を実施しております。

資本政策による財務基盤の安定化

当社にとって収益力を高めていくためには、人材の採用を含めた基盤整備、業容拡大のための投資が不可欠と考えており、そのため前連結会計年度において、第11回、第12回及び第13回新株予約権を発行し、その一部が行使されました。

当連結会計年度においても、これらの新株予約権の行使が進み、特に第13回新株予約権については行使が完了するなど、M&A及び新規事業投資に必要な資金調達を実行いたしました。

しかしながら、依然として当社の資本は脆弱であり、今後も資本政策について多角的な検討を進めてまいります。

収益力の向上

当社は、主力商品である「アンバサダープログラム」の開発・運用の実績から、アンバサダーのクチコミ効果を分析する独自のテクノロジーや、アンバサダーの行動によるビジネス貢献の分析モデル等のノウハウを保有しております。

これらのテクノロジーやノウハウとのシナジーが期待できる事業分野への投資等の取り組みによって、収益の黒字化の速やかな実現を図ってまいります。

当社はすでに前連結会計年度において「ECによる小売業」や「幼児用教材事業」に進出することで成果を挙げています。当連結会計年度においては、さらにエンターテインメント、旅行、消費財等の領域での積極的なM&Aや業務提携を行い、連結子会社及び持分法適用会社の設立、出資、株式取得により事業ポートフォリオを大幅に拡大いたしました。

連結子会社及び持分法適用会社

- ・BTCリンク株式会社(EC・リユース事業)
- ・株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT(中国向けタレントファンクラブ運営)
- ・株式会社グローリー(幼児用教材事業)
- ・株式会社ミライル(コンタクトレンズ製造販売)
- ・株式会社BEBOP(タレントマネージメント事業)
- ・株式会社インプレストラベル(旅行業)
- ・有限会社辻元(酒類販売)
- ・株式会社cadre(総合家電・美容商品)
- ・株式会社V-TOKER(TikTokに特化したVライバーの育成支援)
- ・東京書店株式会社(出版)
- ・株式会社みっとめるへん社(幼児向け絵本・児童向け読み物・遊具・アパレル等)
- ・株式会社グローバルM&Aパートナーズ(クロスボーダーM&Aアドバイザー事業)

上記のうちBTCリンク株式会社については、2025年5月23日付「連結子会社の合併並びに子会社の商号変更に関するお知らせ」にて公表したとおり、カラーコンタクトレンズ等のEC向け小売業において堅調な業績を上げている連結子会社and health株式会社と、コンシューマー向けマーケティング領域において開発力・運営力・ノウハウを有する連結子会社papaya japan株式会社及び株式会社コンフィの3社による合併を実施し、存続会社であるand health株式会社の商号をBTCリンク株式会社へ変更したものです。同社は新規事業として、貴金属や高級ブランド商材等の買取・販売を行う「リユース事業」へ進出し、事業領域の拡充を図っております。

なお、当社はこれらの多角化した事業を通じて「情熱をつなぎ、創造性を未来へ導く」企業へと進化するため、2026年1月1日付で商号を「CRAVIA(クラヴィア)株式会社」へ変更いたしました。今後も、M&Aや新規事業への投資を行い、事業の多角化により新たな収益源確保を推進してまいります。

人材の採用及び育成の強化

業容の拡大及び事業の多角化推進に伴い、当社では今後専門的スキルを持つ人材ニーズが高まっております。当社では人材の確保を喫緊の課題と捉え、今後、積極的な人材採用を行うとともに、多様性を重視し、社内における人材育成を推進してまいります。

しかしながら、これらの対応策は、今後の経済情勢等により収益が計画通り改善しない可能性があることや、資本政策はご支援いただく利害関係者の皆様のご意向に左右されるものであり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

(1) 当社グループの事業環境及び固有の法的規制に係わるリスクについて

再発防止への未徹底による不正の発生とこれに起因したレピュテーション毀損リスク

当社は、事業展開において取引先との業務提携を積極的に促進することで事業拡大を図っています。しかしながら、当社は2021年6月に公表しましたとおり、元役員による不適切な資金流用及び会計処理が発覚し、特設注意市場銘柄に指定されたことからステークホルダーの皆様からの信用を損ね、当社のレピュテーションが毀損した状態と認識しています。

2022年9月30日に公表した「改善計画・改善報告書」に基づき再発防止策の整備・徹底を進め2023年8月30日付で特設注意市場銘柄の指定は解除されましたが、当社アンバサダーマーケティング事業の業績は依然として不祥事の影響から抜け出せず低迷を続けております。このような不祥事を二度と生じさせないようガバナンスを徹底しておりますが、再発防止が未徹底であることに起因する新たな不正が発生するなどした場合、投資家からの信用毀損、さらには事業展開における取引先や外部機関との連携が進まないことなどによる当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

インターネット事業に関する一般的リスク

当社グループは、インターネット関連事業を主たる事業対象としており、インターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットのさらなる普及が成長のための基本的な条件と考えております。インターネットの普及は引き続き進んでいるものの、技術革新や人々のインターネット活用に対する価値観の動向など、今後どのように進展していくかについては不透明な部分もあります。

当社では、アンバサダーマーケティング事業部や技術部を中心に市場環境を注視することでリスクの低減を図っておりますが、インターネットに関する何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後の普及に大きな変化が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

競合リスク

当社グループが行うインターネットを活用したマーケティング市場は、マーケティング手法やサービスの形態が日々進化しております。当社の競合が画期的なマーケティング手法を確立する、または当社が取り組んでいるアンバサダーマーケティング事業における革新的なサービスが生まれた場合に当社事業の優位性が毀損することも想定されます。

当社は、「当社ASPシステムであるアンバサダープラットフォームの活用」及び「アンバサダーを活かすノウハウの蓄積によるサービスの品質」により他社との差別化を行っておりシェア拡大に努めております。しかしながら、ファンを活用したマーケティング施策を提供する会社が増加し、競争が激化した場合は当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

アンバサダー事業のサービス拡充に関する追加支出発生に対する収益性低下リスク

当社グループでは、多様化する顧客ニーズに対応するためアンバサダーを起点とした新しいサービス提供を常に検討し、実施していく方針ですが、競合他社との顧客獲得や差別化競争、市場獲得争いなどに巻き込まれた場合に、これによりシステム投資、宣伝広告などの追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。

自社エンジニアの育成や顧客との接点を獲得するためのセミナー開催等を通じて効果的なシステム投資・宣伝広告によりリスクの低減に努めておりますが、予測とは異なる状況が発生し新サービス、新規事業の展開が計画どおりに進まない場合、投資を回収できず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

景表法規制強化による需要低下リスク

一部のクチコミサイトでのいわゆるやらせ問題及びステルスマーケティング問題が表面化していることを受けて、2023年10月より、景表法の規制強化が施行されました。当社では、ステマ対策ガイドラインを作成し、企業から何らかの便宜を受けた際にはその内容が伝わる様、継続的な周知・確認、事後対応を行いつつ、顧客広告主向けに対外的なセミナーも実施し啓蒙につとめております。この規制強化を受けて何らかの罰則を受けるなどの事例が発生した場合には、その事例が当社に無関係であっても、ソーシャルメディアを利用した広告市場の拡大に悪影響を与え、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

ステルスマーケティング：消費者に宣伝と気づかれないように宣伝行為をすること。

技術革新による競争力低下リスク

当社グループが事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスの導入が相次いで行われております。

当社グループは、これらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研修活動を行っておりますが、これらが想定通りに進まない場合等、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社グループの業界における競争力が低下し当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システム障害リスク

当社グループは、クライアント企業にインターネットによりサービスを提供しております。システムの安定的な稼働を図るために定期的バックアップ・稼働状況の監視等により、システムトラブルの事前防止又は回避に努めております。

しかしながら、サイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社グループソフトウェアの不具合、コンピューターウイルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社グループの予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社グループの事業活動に支障を生ずる可能性があります。

また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、当社グループの信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、当社グループに対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

個人情報管理によるリスク

当社グループはサービス提供にあたり、アンバサダーなどの個人に関連する情報を取得しております。これらの情報の取り扱いには、外部からの不正アクセスや内部からの情報漏洩を防ぐため、「個人情報保護規程」の制定、セキュリティ環境の強化、従業員に対する個人情報の取り扱いに対する教育等、十分な対策を行っております。また、当社は2012年10月にプライバシーマークの認定を受けております。しかし、個人情報に関する従業員教育の不足ならびに情報管理に関する当社システム上の不備により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償や信用力の失墜により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報取得への制限リスク

当社グループは、ソーシャルメディア等により日々大量に生成されるインターネット上のクチコミを、当社グループが顧客に提供するソフトウェアを通じて自動的に収集しております。しかしながら、ソーシャルメディア等の運営者側の方針転換により、情報の自動収集に制限が加わったり、禁止されたりする可能性があります。

このような事象が生じた場合、当社グループは独自の方法により同様のデータの入手に努める方針ですが、現在入手できているデータを取得できなくなることでサービスの品質が低下したり、情報の収集に対して追加コストが発生したりする場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権侵害リスク

当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性については調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社グループの事業分野で第三者により著作権等が成立する可能性があります。

かかる場合においては、当社グループが第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等、又は当社グループに対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは必要に応じて商標権等の知的財産権の申請を行っておりますが、当社グループの知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間や費用を要する等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ソーシャルメディアデータ関連法規制リスク

ソーシャルメディアが益々浸透し、クチコミが日々大量に生成されるようになりました。このような状況において、ソーシャルメディアデータに関する法整備においては、2010年1月に施行された改正著作権法でインターネット上の検索サービスを提供する事業者がその検索サービスに必要な情報を収集する行為が一定の条件下で認められるようになりました。しかしながら、今後の新たな法律の制定や既存の法律の改正により、自主規制が求められるようになる可能性があります。このように当社グループのサービスを提供する上での情報収集やサービスの提供の仕方自体に何らかの制約を受けた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社のアンバサダープラットフォームはソーシャルメディアが提供するAPI(アプリケーション・プログラミング・インターフェース)を利用してデータ取得を行なっています。ソーシャルメディアの運用元の方針変更があった場合にアンバサダープラットフォームで使用しているデータを取得できなくなり、サービスの品質に影響を与

える可能性があります。

(2) 経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスク要因について

インターネット広告市場の縮小リスク

マーケティング支援事業及び広告事業が対象とするインターネット広告市場は拡大傾向にあり、インターネット広告はテレビに次ぐ広告媒体へと成長しており、今後も当該市場は拡大していくものと想定されます。

当社は、システム開発体制の強化を通じて事業の付加価値向上を図っているものの、景況感の変化や新たなイノベーションの創出により、インターネット広告市場が拡大傾向の鈍化あるいは縮小傾向に転じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

景気動向及び顧客企業の広報・広告宣伝予算の縮小リスク

当社の取引はクライアントの広報・広告宣伝予算に強く影響を受けます。景気低迷の折に、広報・広告宣伝予算は相対的に削減の対象となりやすと考えられ、クライアントの景気やその他の影響が、当社の事業及び業績に大きな影響を与える可能性があります。

訴訟等に関するリスク

当社は過去の不祥事を踏まえ、コンプライアンス研修の実施やガバナンス強化委員会、コンプライアンス委員会の設置など、内部統制・ガバナンスの強化に取り組んでおります。一方で、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、顧客や取引先等との予期せぬトラブルや訴訟が発生するリスクがあるものと考えております。当該リスクの内容や訴訟等の結果によっては、当社グループの事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社の事業運営体制に係わるリスク

小規模組織であることの経営資源不足リスク

当社は小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。当社は今後の急速な事業拡大に応じて、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針であります。当社のレピュテーションや業績の悪化などの要因によりこれらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

人材の確保及び育成の進捗不良による人材リソース不足リスク

当社の事業展開においては、利用者向けサイトの構築及び運用面においては高度な技術スキルを有する人材が要求されることから、サイト構築のために必要な人材を適切に確保するとともに、育成を行っていく必要があります。また、今後の事業拡大により受注の獲得機会が増加した場合、受注規模に応じた営業人員の確保が必要となります。

当社は今後の事業拡大に応じて必要な人材の確保と育成に努めていく方針であります。当社のレピュテーションや業績の悪化などにより必要な人材の確保が計画通り進まなかった場合や、現在在籍する人材の社外流出が生じた場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、この場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化リスク

当社では、ストック・オプション制度の活用や資金調達のために新株予約権を発行しております。これらが行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

不十分な配当政策による株主構成変動リスク

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を意識しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。しかしながら当社は、成長過程にあり今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、配当を行っておりません。

現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、業績及び財務状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等について

は、現時点において未定であります。

調達資金使途の進捗不良による事業成長の低迷リスク

当社は増資による資金について、資本業務提携やM&A等に充当する計画としております。しかしながら当社の所属する業界の環境変化や、これに伴う今後の事業計画の見直し等により、投資による期待通りの効果があげられなくなる可能性や、場合によっては充当先の変更が生ずる可能性があります。この場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

他社との資本業務提携の進捗不良による業績低迷リスク

当社は、他社との業務提携、資本提携等を通じて事業の拡大、スピードアップに取り組んでいく方針であります。当社と提携先の持つ技術やノウハウ等を融合することにより、事業シナジーを発揮することを目指しますが、当初見込んだ効果が発揮されない場合、またこれらの提携等が何らかの理由で解消された場合、当社の事業展開、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4)その他、自然災害などの一般的なリスク

当社は東京に本社を置き、原則として従業員は当該事業所へ出勤し勤務しています。

これらの事業所がある地域において、地震・台風・津波・落雷などの自然災害が発生し、従業員の生命が脅かされる、または事業所での勤務が困難となった場合に、事業活動が遅延または停止するリスクを有しています。

これらのリスクに対しては、当社では在宅勤務制度を導入し、事業所以外での勤務を可能とするなどの対策は施しているものの、自然災害の規模が大きい場合には、当社の事業展開、業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や政策効果を背景に個人消費の持ち直しとインバウンド需要の高水準が続き、企業の設備投資も底堅く推移、日経平均株価は高値圏で推移するなど緩やかな回復基調を維持しました。一方で、米国通商政策の影響等による海外景気の不透明感や中国経済の減速と対中関係の悪化、物価上昇の長期化などが逆風となり、輸出や生産の一部に弱さがみられるなど先行きには慎重さを要する局面となりました。

このような状況のなか、当連結会計年度においては、前年度までの業績不振から脱却するための諸施策、特にM&A及び新規事業の積極展開が効果を上げたことから、売上高については前年同期と比べて増加いたしました。

利益については、売上高の増加に伴う売上総利益の増加により、営業損失は減少しております。

また特別損益区分においては、貸倒引当金戻入益の計上、損害賠償請求訴訟の一部和解、及び新株予約権の権利行使期間満了による特別利益が発生した一方で、弁護士費用及び減損損失による特別損失が発生しております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は546,224千円（前年比19.9%増）となりました。営業損失は282,200千円（前期は営業損失301,962千円）、経常損失は301,762千円（前期は経常損失320,539千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は258,588千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失337,676千円）となりました。

当社グループのセグメントは、2024年12月期より、「アンバサダー事業」「製造販売業」及び「小売業」の3区分により報告セグメントの開示を行っております。

当連結会計年度におけるセグメント別の状況は次のとおりであります。

営業収益内訳（セグメント別）

		2024年12月期 連結会計年度	2025年12月期 連結会計年度	増減率
アンバサダー事業	売上高	293,314千円	251,960千円	14.1%
	セグメント損益 (は損失)	106,991千円	136,353千円	-

製造販売業	売上高	45,660千円	19,335千円	57.7%
	セグメント損益 (は損失)	46,189千円	20,871千円	-
小売業	売上高	116,392千円	270,943千円	132.8%
	セグメント損益 (は損失)	11,113千円	6,619千円	-
その他	売上高	154千円	3,984千円	-
	セグメント損益 (は損失)	16,322千円	7,186千円	-

(アンバサダー事業)

「アンバサダー事業」では、企業や商品のファンを組織化し、SNSを通じた1人ひとりのクチコミの促進・分析が可能なアンバサダープログラムの提供を行っております。当連結会計年度において、アンバサダープログラムの既存顧客の解約と新規案件獲得の停滞により、アンバサダー事業の売上高が前年同期より減少することになりました。当連結会計年度の売上高は251,960千円（前連結会計年度比14.1%減）、セグメント損失は136,353千円（前連結会計年度はセグメント損失106,991千円）となっております。

(製造販売業)

「製造販売業」では、酸素ボックス等の高気圧酸素機器及び酸素発生機の設計、開発、製造、販売、並びにレンタルを行っております。当連結会計年度の売上高は19,335千円（前連結会計年度比57.7%減）、セグメント損失は20,871千円（前連結会計年度はセグメント損失46,189千円）となっております。

(小売業)

「小売業」では、当社及び連結子会社BTCリンク株式会社の運営するECサイトにて、コンタクトレンズ、音楽・映像(CD・DVD)、家電などの小売販売を行っております。

また2025年10月より連結子会社BTCリンク株式会社の運営する店舗にて貴金属や高級ブランド商材等の買取・販売を行うリユース事業を展開しております。

当連結会計年度の売上高は270,943千円（前連結会計年度比132.8%増）、セグメント利益は6,619千円（前連結会計年度はセグメント損失11,113千円）となっております。

なお、当該ECサイトによる販売は2024年6月より開始しており、前年同期の売上は販売開始直後にあたる7カ月の計上であることから、比較的低水準となっております。

当期は1年間の継続運用を通じて取引件数が増加し、前年同期比で売上高が増加しております。

財政状態の状況

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ103,879千円増加し、661,451千円となりました。これは、流動資産が139,044千円減少し344,920千円となったこと及び固定資産が242,923千円増加し316,530千円となったことによるものであります。

流動資産の主な減少は、現金及び預金が254,957千円減少し、受取手形及び売掛金が49,669千円増加、前渡金が40,320千円増加、及び前払費用が32,274千円増加したこと等によるものであります。固定資産の主な増加は、投資有価証券が131,106千円増加、暗号資産が64,728千円増加、のれんが37,966千円増加、敷金及び保証金が23,069千円減少したこと等によるものであります。

一方、負債については、前連結会計年度末に比べ20,086千円増加し、234,722千円となりました。これは、流動負債が32,554千円増加し136,730千円となったこと、及び固定負債が12,468千円減少し97,992千円となったことによるものであります。

流動負債の主な増加は、支払手形及び買掛金が20,395千円減少、未払金14,737千円の増加、及び未払費用12,034千円増加したこと等によるものであります。固定負債の減少は、長期借入金12,468千円減少したことによるものであります。

純資産については、前連結会計年度末に比べ83,792千円増加し426,729千円となりました。これは新株予約権行使により資本金、資本剰余金がそれぞれ175,562千円増加したこと、利益剰余金が258,588千円減少したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は前連結会計年度末に比べ254,957千円減少し89,161千円となりました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動の結果減少した資金は281,221千円となりました。これは主に和解金の受取額81,820千円の増加、供託金の返還による収入25,300千円の増加、減損損失27,458千円による増加、訴訟関連費用20,420千円による増加、暗号資産評価損15,271千円による増加の一方で、税金等調整前当期純損失を261,353千円計上したこと、和解金58,110千円による減少、売上債権の増加46,823千円による減少、前渡金の増加40,320千円による減少、貸倒引当金戻入益23,570千円による減少等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動の結果減少した資金は281,279千円となりました。これは、主に投資有価証券の取得による支出123,981千円、暗号資産の取得による支出80,000千円、事業譲受による支出57,215千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出11,755千円を計上したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動の結果増加した資金は307,543千円となりました。これは主に新株予約権の行使による株式の発行による収入335,719千円および長期借入金の返済による支出30,856千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
製造販売業	19,335	57.7

（注）1．金額は、販売価格によっております。

b. 受注実績

当社グループが行う事業では、概ね受注から役務提供（納品）までの期間が短いため、当該記載は省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
アンバサダー事業	251,960	14.1
製造販売業	19,335	57.7
小売業	270,943	132.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績

(売上高及び売上総利益)

当社グループの主力事業であるアンバサダー事業において、顧客への提案、webサイトのリニューアル及びセミナーの開催といった営業活動を積極的に行ったものの、既存顧客の解約と新規顧客の獲得困難が継続した一方で、業績不振から脱却するための諸施策、特にM&A及び新規事業の積極展開が効果を上げたことから、売上高については前年同期と比べて大きく増加し、売上高は546,224千円、売上総利益は56,099千円となりました。

(販売費及び一般管理費及び営業利益)

前年度から継続してコスト削減に取り組んだ一方で、M&Aや新規事業の積極展開に伴う関連費用等が発生しましたが、新規事業が効果を上げて売上高が増加したことに伴い売上総利益も増加いたしました。その結果、損失幅は前期より縮小し、販売費及び一般管理費は338,300千円、営業損失は282,200千円となりました。

(経常利益)

主に暗号資産評価損と株式交付費の計上により経常損失は301,762千円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

係争中の損害賠償請求訴訟において複数の一部和解が成立したことに伴う和解金と貸倒引当金戻入益、及び2022年に発行した第10回新株予約権が2025年12月28日をもって権利行使期間を満了し、未行使のまま消滅したことに伴い計上された新株予約権戻入益等を特別利益として計上した一方で、減損損失及び訴訟関連費用を特別損失として計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は258,588千円となりました。

資本の財源及び資本の流動性についての分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社の主な資金需要は、運転資金、新規事業投資、M&A資金、マーケティング投資、人材採用・教育投資、借入金返済費用であります。これらの資金需要につきましては、主に自己資金により賄えるものと判断しておりますが、必要に応じ資金調達の実施を多角的に検討してまいります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、市場動向、競合他社、技術革新、人材の確保育成、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は、優秀な人材の採用、新規事業の開拓、セキュリティ対策等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散し、リスクの発生を抑え、適切に対応していく所存であります。

経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く環境は、デジタルトランスフォーメーションの加速により生活者の消費行動がデジタル・ネットへ不可逆的にシフトし続ける中、「推し活」に象徴される「ファンの情熱に起因する消費活動」が経済の重要な牽引力となっています。また、Web3や暗号資産といった新たなデジタル経済圏の拡大も、企業の事業戦略に無視できない影響を与え始めています。

このような環境下、当社グループは当連結会計年度において、主力である「アンバサダー事業」で培ったファンマーケティングのノウハウを基盤としつつ、M&A及び新規事業開発をかつてないスピードで推進いたしました。

今後の当社グループは、これら多角化した事業(マーケティング、製造販売、小売・リユース、エンターテインメント、旅行、投資等)を有機的に結合させ、グループ全体でのシナジーを最大化するフェーズへと移行することで、ファンマーケティングのみならず、グループ内の魅力ある商品(カラーコンタクトレンズ、美容家電、IP関連等)やコンテンツ(タレント、イベント)の販売・流通を加速させるとともに、収益基盤の安定化と成長力の強化を同時に実現することを目指し、持続的な企業価値の向上に邁進してまいります。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、

コーポレートガバナンス体制の強化が最優先の課題だと認識しています。今後、組織体制の見直しや業務フローの改善、コンプライアンス意識のさらなる醸成を通じて、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

また、収益力の強化も喫緊の課題だと認識しております。

当社は、主力商品である「アンバサダープログラム」の開発・運用の実績から、アンバサダーのクチコミ効果を分析する独自のテクノロジーや、アンバサダーの行動によるビジネス貢献の分析モデル等のノウハウを保有しています。今後、短期的に収益の黒字化を実現するために、これらのテクノロジーやノウハウとのシナジーが期待できる新しい事業分野への取り組みを推進してまいります。

当社はすでに前連結会計年度において「ECによる小売業」を開始し、また株式会社グローリーの子会社化により「幼児用教材事業」に進出して、それぞれに成果を上げています。

また、当連結会計年度までに、エンターテインメント、旅行、消費財等の領域でのM&A及び新規事業への投資を通じて、事業の多角化を推進し、新たな収益源確保を推進してまいりました。

加えて、財務基盤の強化も大きな課題として認識しており、既存事業の成長や業務提携などを通じて収益力の向上を図っていくとともに、エクイティ・ファイナンスなどの資本政策にも注力し、財務基盤の強化を行ってまいります。

5 【重要な契約等】

1．有限会社辻元の株式取得

当社は、2025年1月20日開催の取締役会において、有限会社辻元の全株式を取得し、同社を子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年1月30日付で株式の取得を完了しております。

2．株式会社cadreの株式取得

当社は、2025年3月10日開催の取締役会において、株式会社cadreの発行済株式のうち51%を取得し、同社を子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年4月1日付で株式の取得を完了しております。

3．合併会社の設立

当社は、2025年7月18日開催の取締役会において、眞藤健一氏との共同出資により、海外とのクロスボーダーのM&Aアドバイザー事業を行うことを目的とした合併会社の設立を決議し、2025年8月1日付で合併契約を締結し、2025年9月1日付で合併会社である株式会社グローバルM&Aパートナーズを設立いたしました。

4．事業の譲受

当社は、2025年9月30日開催の取締役会において、当社連結子会社であるBTCリンク株式会社が、株式会社玉光堂よりリユース事業の一部を譲受け、新たな事業として開始することを決議いたしました。2025年10月1日付で契約を締結し、同日付で事業を譲受けています。

5．株式会社アートボックスとのフランチャイズ契約の締結

当社は、2026年2月17日開催の取締役会において、株式会社アートボックスとの間で、文具・雑貨を取り扱うアートボックスブランドでのフランチャイズ展開に関する契約を締結することを決議し、同日付で契約を締結し、2026年2月24日付で事業を開始しています。

6．第三者割当増資による新株式並びに第14回及び第15回新株予約権の発行

2026年2月26日開催の取締役会において、SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTDを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行、並びにEVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第14回新株予約権の発行及びKJ Equity Partners Co.,Ltd.を割当予定先とする第三者割当による第15回新株予約権の発行を決議いたしました。

7．社債の発行

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、KJ Equity Partners Co.,Ltd.を引受人とする総額100百万円の無担保普通社債の発行を決議し、同日付で引受契約を締結しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施致しました設備投資等の総額は、6,282千円であり、その主な内容は、当社及び子会社での工具器具備品の増加、子会社でのソフトウェア投資による支出であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

なお、セグメント別の記載については、開示情報としての重要性が乏しいため省略しております。

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具及 び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	全事業	本社業務設備					15

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社は賃貸物件であり、年間の賃貸料は8,032千円であります。

(2) 国内子会社

2025年12月31日現在

会社名	セグメントの 名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				建物附属設備	工具、器具及 び備品	合計	
BTCリンク株	小売業	リユース旭川店 (北海道旭川市)	店舗設備	2,041	585	2,626	2
"	"	リユース長野店 (長野県)	"		268	268	2

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	117,782,880
計	117,782,880

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	33,685,080	33,685,080	東京証券取引所 (グロース)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	33,685,080	33,685,080		

(注) 提出日現在発行数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第6回新株予約権

決議年月日	2016年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社元取締役 0[0] 当社元監査役 0[0] 当社従業員 3[3]
新株予約権の数(個)	50[50](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,000[9,000](注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	234(注)2、5
新株予約権の行使期間	2018年3月31日～2026年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 234 資本組入額 117(注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。その他条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。分割の比率とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式数で除した数を、併合の比率とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割合基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の

効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が株式割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行い場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び株数又はその算定方法」(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

会社は、以下の(1)から(4)までに基づき新株予約権を取得することができる。会社は、以下の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得する事ができ一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意に取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 会社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を会社が承認した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
会社又は子会社の使用人
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
権利者につき破産手続き開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続き開始の申立てがあった場合
権利者につき解散の決議が行われた場合
権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずるものを意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
権利者が新株予約権の要項又は新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有する至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、会社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

4. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

5. 2017年10月16日開催の取締役会決議により、2017年12月5日付で普通株式1株につき20株の株式分割が行われております。2018年8月10日開催の取締役会決議により、2018年9月1日付けで普通株式1株につき3株の株式分割が行われております。また、2023年9月15日開催の取締役会決議により、2023年10月6日付けで普通株式1株につき3株の株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

なお、2022年12月27日開催の臨時株主総会決議により発行した第10回新株予約権は、2025年12月28日をもって行使期間が満了し消滅いたしました。また、2024年10月31日開催の取締役会決議により発行した第13回新株予約権は、2025年5月23日をもって全ての行使が完了しております。

1. 当社は、2024年10月31日開催の取締役会において、SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD.、株式会社エムエス商店、JIA証券株式会社、若杉小夜香氏及び百瀬宙成氏を割当予定先とする第三者割当による第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議し、2024年11月18日付で払込みが完了しております。

決議年月日	2024年10月31日
新株予約権の数(個)	209,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,900,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	73.8(注)2
新株予約権の行使期間	2024年11月19日～2029年11月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 73.8 資本組入額 36.9(注)2、3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年2月28日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は23,900,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。上記算式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 行使価額の調整

- 当社は、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定

めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{（調整前行使価額）} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}$$

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知

を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- 新株予約権を行使することのできる期間
別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、第11回新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任します。

2. 当社は、2024年10月31日開催の取締役会において、寺本直樹氏及び野口敦司氏を割当予定先とする第三者割当による第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議し、2024年11月18日付で払込みが完了しております。

決議年月日	2024年10月31日
新株予約権の数(個)	6,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 600,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	82(注)2
新株予約権の行使期間	2024年11月19日～2029年11月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 82 資本組入額 41(注)2,3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年2月28日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は600,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」といいます。）は100株とする。）。ただし、本欄第2項乃至第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。上記算式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の

取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号ないしの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号ないしにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権を行使することのできる期間

別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、第11回新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 (2025年7月1日から2025年12月31日まで)	第19期 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権の数(個)		35,700
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		3,570,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		65.1
当該期間の権利行使に係る資金調達額(円)		232,443,000
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権の数の累計(個)		35,700
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権に係る累計の交付株式数(株)		3,570,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権に係る累計の平均行使価額等(円)		65.1
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権に係る累計の資金調達額(円)		232,443,000

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年11月1日 (注) 2		普通株式 2,485,180	426,813	100,000	514,833	1,980
2021年12月30日 (注) 3	普通株式 500,000	普通株式 2,985,180	101,750	201,750	101,750	103,730
2022年12月28日 (注) 4	普通株式 2,259,260	普通株式 5,244,440	305,000	506,750	305,000	408,730
2022年12月29日 (注) 1	普通株式 185,000	普通株式 5,429,440	25,257	532,007	25,257	433,987
2023年1月1日～ 2023年10月5日 (注) 1	普通株式 1,713,000	普通株式 7,142,440	234,251	766,258	234,251	668,238
2023年10月6日 (注) 5	普通株式 14,284,880	普通株式 21,427,320		766,258		668,238
2023年10月6日～ 2023年12月31日 (注) 1	普通株式 797,100	普通株式 22,224,420	38,204	804,463	38,204	706,443
2024年1月1日～ 2024年3月27日 (注) 1	普通株式 199,800	普通株式 22,424,220	9,092	813,556	9,092	715,536
2024年3月28日 (注) 6		普通株式 22,424,220	803,556	10,000	715,536	
2024年3月28日～ 2024年12月31日 (注) 1	普通株式 6,151,500	普通株式 28,575,720	258,366	268,366	258,366	258,366
2025年1月1日～ 2025年12月31日 (注) 1	普通株式 5,109,360	普通株式 33,685,080	175,562	443,928	175,562	433,928

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2021年11月1日に効力発生した資本金の額の減少によるものです。

3. 有償第三者割当増資により、発行済株式総数が500,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ101,750千円増加しております。

発行価格 407円

資本組入額 203.5円

割当先 G X P A R T N E R S C O . , L I M I T E D .

4. 有償第三者割当増資により、発行済株式総数が2,259,260株、資本金及び資本準備金がそれぞれ305,000千円増加しております。

発行価格 270円

資本組入額 135円

割当先 麻布台1号有限責任事業組合

アルファソリッド株式会社

5. 2023年10月6日を効力発生日として1株につき3株の割合で株式分割が行われたことにより発行済株式総数が増加しております。

6. 2024年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、同日付で減資の効力が発生し、資本金及び資本準備金からそれぞれ803,556千円、715,536千円をその他資本剰余金に振り替えております。

なお、資本金の減資割合は98.7%、資本準備金の減資割合は100.0%であります。

7. 2024年10月31日付「第三者割当による第11回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに買取契約（第13回新株予約権につきコミット条項付）の締結に関するお知らせ」に記載いたしました資金調達の使途について、2025年6月26日付で公表いたしました「資金使途変更に関するお知らせ」に基づき、以下の通り一部変更いたしました。

変更の理由

本新株予約権による第三者割当増資において、資金使途の一つとして「M&A及び新規事業投資」を掲げておりましたが、今般の検討を経て、この一部を「暗号資産の購入」へと変更することといたしました。

この変更は、当社が中長期的な企業価値の向上を目指す中で、新規事業の創出に資する手段として暗号資産（主にビットコイン）への投資を位置づけたことによるものです。

Web3、NFT、DAOなどの新たなデジタル経済圏との接続性を高める上で、暗号資産の理解と活用は不可欠であり、実際に保有・運用する経験を通じて、当社の新規事業開発における競争優位性を高めることが可能です。

暗号資産を活用したマーケティング、ファンビジネス、IP展開など、今後の事業領域において実証的な取り組みを進めるための基盤として、ビットコインの保有は有効な手段となります。

暗号資産の運用を通じて得られる知見は、将来的な事業展開における意思決定の質を高めるとともに、デジタル資産を活用した新規事業モデルの構築に直結するものです。

当社は、2025年4月9日付「新たな事業（暗号資産投資事業）の検討にかかる暗号資産（ビットコイン）の試験的購入に関するお知らせ」及び2025年4月25日付「（開示事項の経過）暗号資産（ビットコイン）の購入に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、ビットコインの試験的購入を実施し、ビットコインの運用に必要な社内体制の整備及び運用プロセスの確認を進めてまいりました。

今回、この試験的購入による検証を踏まえて、正式に新たな事業として暗号資産投資事業を開始するにあたり、ビットコイン購入に最適なタイミングが到来した際に手元の自己資金だけではその規模が限定されてしまい、運用において効率及び機動性が不足するため、このたび資金用途を変更し、新たに項目として「暗号資産の購入」を追加し、その支出予定金額としては500百万円とすること、これに伴い M&A及び新規事業投資より500百万円を減額し1,373百万円とすることを決定いたしました。

なお、現在 M&A及び新規事業投資については長期的視点で検討を進めているため、現時点で資金調達済でありながら未充当となっている資金があり、今後行使が進めばさらに増加することも予測されますが、上記の通り支出予定金額500百万円の枠内での運用を行います。

今回の暗号資産購入はこうした未充当として用途が確定していない資金の一時的な運用を目的としております。したがって暗号資産を売却した後の資金の用途につきましては、M&A及び新規事業投資に充当することを予定しております。

他の新規事業及びM&Aについても引き続き当社の成長戦略の一環として位置づけておりますが、今回の変更は、新規事業投資の一環として暗号資産の購入を含めることで、より柔軟かつ実証的な事業開発を可能にするための戦略的判断であると考えております。

変更の内容

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金の支出予定時期等の変更内容は以下のとおりであり、変更箇所は下線で示しております。

（変更前）＜本新株予約権＞

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金（営業赤字の補填）	180	2025年1月～2025年12月
運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）	150	2025年1月～2026年12月
既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）	101	2024年11月～2026年12月
M&A及び新規事業投資	<u>1,873</u>	2024年11月～2029年10月
合計	2,304	-

（変更後）＜本新株予約権＞

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金（営業赤字の補填）	180	2025年1月～2025年12月
運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）	150	2025年1月～2026年12月
既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）	101	2024年11月～2026年12月
M&A及び新規事業投資	<u>1,373</u>	2024年11月～2029年10月
<u>暗号資産の購入</u>	<u>500</u>	<u>2025年6月～2029年10月</u>
合計	2,304	-

上記本新株予約権の発行に伴う調達資金の資金用途は、2029年10月までの資金用途を記載したものであります。

当社普通株式の株価の状況によっては、本新株予約権が行使されず、当社の想定した時期等に資金調達ができない可能性があります。その場合、上記資金用途及びその金額については、変更される可能性があります。暗号資産を売却した後の資金の用途につきましては、M&A及び新規事業投資に充当することを予定しております。

8. 2024年12月20日付「資金用途変更に関するお知らせ」に記載いたしました資金調達の用途について、2025年6月30日付で公表いたしました「資金用途変更に関するお知らせ」に基づき、以下の通り一部変更いたしました。

変更の理由

- (1) システム開発費用/開発体制の強化

公表しておりました本新株予約権における「調達する資金の具体的な用途」のうち、「システム開発費用/開発体制の強化」について、支出予定時期を2023年4月～2025年6月としておりました。

しかしながら株価低迷により本新株予約権の行使が進行していないことから、上記支出予定時期を2023年4月～2025年12月といたします。

(2) マーケティング投資

公表しておりました本新株予約権における「調達する資金の具体的な用途」のうち「マーケティング投資」について、支出予定時期を2023年4月～2025年6月としておりました。

しかしながら株価低迷により本新株予約権の行使が進行していないことから、上記支出予定時期を2023年4月～2025年12月といたします。

変更の内容

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金の支出予定時期等の変更内容は以下のとおりであり、変更箇所は下線で示しております。

(変更前) <本新株予約権>

具体的な用途	金額	支出予定時期
運転資金	164百万円	2023年6月～2024年12月
システム開発費用/開発体制の強化	120百万円	2023年4月～ <u>2025年6月</u>
マーケティング投資	100百万円	2023年4月～ <u>2025年6月</u>
人材採用、教育投資	14百万円	2023年7月～2023年12月
借入金返済費用	200百万円	2023年7月～2025年12月
M&A資金、新規事業投資	715百万円	2023年4月～2025年12月
合計	1,313百万円	

(変更後) <本新株予約権>

具体的な用途	金額	支出予定時期
運転資金	164百万円	2023年6月～2024年12月
システム開発費用/開発体制の強化	120百万円	2023年4月～ <u>2025年12月</u>
マーケティング投資	100百万円	2023年4月～ <u>2025年12月</u>
人材採用、教育投資	14百万円	2023年7月～2023年12月
借入金返済費用	200百万円	2023年7月～2025年12月
M&A資金、新規事業投資	715百万円	2023年4月～2025年12月
合計	1,313百万円	

上記本新株予約権の発行に伴う調達資金の資金使途は、2025年12月までの資金使途を記載したものであります。

当社普通株式の株価の状況によっては、本新株予約権が行使されず、当社の想定した時期等に資金調達ができない可能性があります。その場合、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。

「2022年12月9日付開示」にて公表いたしました通り、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。調達額が予定より下回った場合には、上記M&A資金、新規事業投資の使途で調整する予定です。また資金を使用する優先順位としましては、運転資金から順に充当していく予定でしたが、上記「1.変更の理由」の「(1)運転資金」に記載しましたとおり、運転資金の支出が完了いたしましたので、システム開発費用/開発体制の強化から順に充当していく予定に変更いたしました。

9. 2024年10月31日付「第三者割当による第11回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに買取契約（第13回新株予約権につきコミット条項付）の締結に関するお知らせ」に記載いたしました資金調達の使途について、2025年8月21日付で公表いたしました「資金使途変更に関するお知らせ」に基づき、以下の通り一部変更いたしました。

変更の理由

(1) 小売業における仕入れ資金

本新株予約権による第三者割当増資において、資金使途の一つとして「M&A及び新規事業投資」を掲げておりましたが、今般の検討を経て、この一部を「運転資金（営業赤字の補填）」へと変更することといたしました。

この変更は、当社小売業において新たに健康食品及び育毛剤等の取扱いを開始するにあたり、商品仕入に充当する資金が当初の見込みを上回る規模となったことを受け、これに対応するための措置です。

具体的には、「運転資金（営業赤字の補填）」に50百万円を追加し、支出予定金額を230百万円とする一方で、「2024年10月31日付開示」にて公表した「資金を使用する優先順位」に従い、「M&A及び新規事業投資」より同額の50百万円を減額いたします。

(2) 第13回新株予約権の行使額の修正および行使完了による調達資金総額の減少の確定

2025年5月23日付「第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の大量行使及び行使完了、並びに営業外費用の計上に関するお知らせ」にて公表のとおり、第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の全量の行使が完了しました。

一方で、行使価額の修正が行われたことにより、発行条件並びに買取契約（第13回新株予約権につきコミット条項付）において当初想定していた資金調達額は492百万円でしたが、現状における実際の調達額は434百万円となり、諸経費の調整を含めて手取り額が57百万円減少したことにより、調達予定額は2,247百万円となりました。

この調達額の減少により、資金使途についても変更する必要があるため、「M&A及び新規事業投資」より57百万円を減額します。

「M&A及び新規事業投資」については上記(1)の減額と合わせて107百万円を減額し、支出予定額を1,266百万円といたします。

変更の内容

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金の支出予定時期等の変更内容は以下のとおりであり、変更箇所は下線で示しております。

(変更前) < 本新株予約権 >

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金（営業赤字の補填）	<u>180</u>	2025年1月～2025年12月
運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）	150	2025年1月～2026年12月
既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）	101	2024年11月～2026年12月
M&A及び新規事業投資	<u>1,373</u>	2024年11月～2029年10月
暗号資産の購入	500	2025年6月～2029年10月
合計	<u>2,304</u>	-

(変更後) < 本新株予約権 >

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金（営業赤字の補填）	<u>230</u>	2025年1月～2025年12月
運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）	150	2025年1月～2026年12月
既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）	101	2024年11月～2026年12月
M&A及び新規事業投資	<u>1,266</u>	2024年11月～2029年10月
暗号資産の購入	500	2025年6月～2029年10月
合計	<u>2,247</u>	-

上記本新株予約権の発行に伴う調達資金の資金使途は、2029年10月までの資金使途を記載したものであります。

当社普通株式の株価の状況によっては、本新株予約権が行使されず、当社の想定した時期等に資金調達ができない可能性があります。その場合、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。

10. 2024年10月31日付「第三者割当による第11回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに買取契約（第13回新株予約権につきコミット条項付）の締結に関するお知らせ」に記載いたしました資金調達の使途について、2025年12月19日付で公表いたしました「資金使途変更に関するお知らせ」に基づき、以下の通り一部変更いたしました。

変更の理由

当社の営業キャッシュフローの回復につきまして、当初の想定よりも遅れが生じております。

第3四半期累計の実績において、9か月間で営業損失が212百万円、月平均では23百万円の損失となりました。この状況を踏まえ、今後の資金繰りに対する安全性を確保するため、予備費を考慮した上で必要な資金を月間25百万円と見積もりました。

以上に基づき、月間25百万円の12か月分に相当する300百万円を新たに運転資金へ追加し、事業継続に必要な

な資金を安定的に確保することを目的として、資金用途の変更を決定いたしました。

具体的には、「運転資金（営業赤字の補填）」に300百万円を追加し、支出予定金額を530百万円とする一方で、「2024年10月31日付開示」にて公表した「資金を使用する優先順位」に基づき、「M&A及び新規事業投資」より同額の300百万円を減額し、支出予定金額を966百万円といたします。

また「運転資金（営業赤字の補填）」について、支出予定時期を2025年12月から2026年12月へと変更いたします。

変更の内容

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金の支出予定時期等の変更内容は以下のとおりであり、変更箇所は下線で示しております。

（変更前）<本新株予約権>

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金（営業赤字の補填）	<u>230</u>	2025年1月～ <u>2025年12月</u>
運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）	150	2025年1月～2026年12月
既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）	101	2024年11月～2026年12月
M&A及び新規事業投資	<u>1,266</u>	2024年11月～2029年10月
暗号資産の購入	500	2025年6月～2029年10月
合計	2,247	-

（変更後）<本新株予約権>

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金（営業赤字の補填）	<u>530</u>	2025年1月～ <u>2026年12月</u>
運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）	150	2025年1月～2026年12月
既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）	101	2024年11月～2026年12月
M&A及び新規事業投資	<u>966</u>	2024年11月～2029年10月
暗号資産の購入	500	2025年6月～2029年10月
合計	2,247	-

上記本新株予約権の発行に伴う調達資金の資金用途は、2029年10月までの資金用途を記載したものであります。

当社普通株式の株価の状況によっては、本新株予約権が行使されず、当社の想定した時期等に資金調達ができない可能性があります。その場合、上記資金用途及びその金額については、変更される可能性があります。

11. 2024年10月31日付「第三者割当による第11回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使額修正条項付）の発行並びに買取契約（第13回新株予約権につきコミット条項付）の締結に関するお知らせ」に記載いたしました資金調達の用途について、2026年2月26日付で公表いたしました「資金用途変更に関するお知らせ」に基づき、以下の通り一部変更いたしました。

変更の理由

本日2026年2月26日付「第11回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式及び第14・15回新株予約権の発行、定款の一部変更、並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」（以下、「2026年2月第三者割当増資開示」といいます。）にて公表しました通り、当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、当社が2024年10月31日に発行した第11回新株予約権について、2026年2月26日時点でSAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD（以下「SJI」といいます。）が保有する第11回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却すること、並びに、SJIを割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行、EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）を割当予定先とする第三者割当による第14回新株予約権の発行、KJ Equity Partners Co.,Ltd.（Gimpo-si, Gyeonggi-do、京畿道金浦市、代表理事：佐藤欣昭）（以下「KJEP」といいます。）を割当予定先とする第15回新株予約権の発行、第4回無担保普通社債（少人数私募）の発行、SJIとの本新株式の買取契約の締結、EVO FUNDとの第14回新株予約権の買取契約の締結、KJEPとの第15回新株予約権の買取契約の締結、並びに各割当予定先との総数引受契約の締結を決議しました。

また については、2026年2月26日付「第11回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」においても公表しています。

上記の通り、2026年2月26日時点でSJIが保有する第11回新株予約権203,000個の全部を取得後直ちにその全部を消却することに伴い、本新株予約権の支出予定額合計2,247百万円から、1,498百万円を減額します。

内訳としては「運転資金（営業赤字の補填）」より243百万円を減額して支出予定額を287百万円とし、「運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）」より150百万円を減額して支出予定額を0百万円、「既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）」より101百万円を減額して支出予定額を0百万円、「M&A及び新規事業投資」より574百万円を減額して支出予定額を392百万円、及び「暗号資産の購入」より430百万円を減額して、支出予定額を70百万円といたします。

なお、本資金使途変更は、2026年3月27日開催の当社定時株主総会において、「2026年2月第三者割当増資開示」にて公表した資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）が承認されることなどを条件としておりましたが、かかる条件のすべてが成就しましたので、本資金使途変更を実施いたします。

変更の内容

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金の支出予定時期等の変更内容は以下のとおりであり、変更箇所は下線で示しております。

（変更前）<本新株予約権>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金（営業赤字の補填）	<u>530</u>	2025年1月～2026年 <u>12月</u>
運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）	<u>150</u>	2025年1月～2026年 <u>12月</u>
既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）	<u>101</u>	2024年11月～2026年 <u>12月</u>
M&A及び新規事業投資	<u>966</u>	2024年11月～2029年10月
暗号資産の購入	<u>500</u>	2025年6月～2029年10月
合計	<u>2,247</u>	-

（変更後）<本新株予約権>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金（営業赤字の補填）	<u>287</u>	2025年1月～2026年 <u>3月</u>
運転資金（人員増強及びAM事業施策費用）	<u>0</u>	2025年1月～2026年 <u>3月</u>
既存事業への投資資金（研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金）	<u>0</u>	2024年11月～2026年 <u>3月</u>
M&A及び新規事業投資	<u>392</u>	2024年11月～2029年10月
暗号資産の購入	<u>70</u>	2025年6月～2029年10月
合計	<u>749</u>	-

上記本新株予約権の発行に伴う調達資金の資金使途は、2029年10月までの資金使途を記載したものであります。

当社普通株式の株価の状況によっては、本新株予約権が行使されず、当社の想定した時期等に資金調達ができない可能性があります。その場合、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	22	33	21	90	7,833	8,000	
所有株式数(単元)	-	1,174	45,640	58,777	17,897	2,376	210,915	336,779	7,180
所有株式数の割合(%)	-	0.35	13.55	17.45	5.31	0.71	62.63	100.0	

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社玉光堂	東京都港区虎ノ門4丁目1-40 江戸見坂 森ビル4F	5,095,679	15.12
楽天証券株式会社共有口	港区南青山2丁目6番21号	2,101,600	6.23
森田 寛	広島県尾道市	651,900	1.93
株式会社NANAproduce	東京都中央区銀座8丁目4-23 クレグラ ン銀座7階	458,400	1.36
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	456,900	1.35
田代 光史	東京都世田谷区	400,000	1.18
柳本 公則	静岡県静岡市	393,000	1.16
高林 良男	東京都港区	386,300	1.14
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	360,300	1.06
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3東京ビ ルディング	358,220	1.06
計		10,662,299	31.65

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,677,900	336,779	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 7,180		
発行済株式総数	普通株式 33,685,080		
総株主の議決権		336,779	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施していません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つと認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とバランスを取りながら検討していく方針です。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業の持続的な成長を通じて、株主、取引先、アンバサダー、従業員、地域社会その他のステークホルダー、ひいては広く社会に貢献していくことを経営目標としております。

持続的な成長をするためには、経営の効率化を図るとともに健全で透明な経営体制を構築する必要があると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実には当社における重要な経営課題と位置付けております。とりわけ、当社が2022年9月30日に「改善計画・状況報告書」を公表いたしました改善措置・再発防止策の徹底は喫緊の重要課題として全社一丸となり取り組みました。

当社は今後、二度と不祥事を発生させないためにも、今後も内部管理体制を常に見直し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる整備・強化を進めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役の職務の執行を監視・監督できる体制を構築しており、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

(a) 取締役会・取締役

取締役会は、代表取締役社長 藤原宏樹を議長とし、取締役 伊東治行、取締役 金子雄亮、社外取締役 北條陽平、社外取締役 佐久間玄任、社外取締役 三枝充の6名で構成され、会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項について審議・決議するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、毎月の営業状況や業績の報告が行われ、経営課題等について審議・決議しており、原則として月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、状況に応じた迅速な意思決定と社内への浸透を図っております。

(b) 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役 北條陽平、社外取締役 佐久間玄任、社外取締役 三枝充の計3名で構成されております。

監査等委員である取締役は、取締役会への出席を通じ、取締役会の意思決定の状況及び取締役会の各取締役に對する監督義務の履行状況等を監視しております。更に、取締役の職務執行について監査するため、取締役及び使用人等から報告を受けるとともに、会計監査人から監査計画、監査方法及びその結果等の報告を受けるほか内部監査を担当する内部監査室から内部監査計画、監査方法及び結果等についても報告を受け、必要に応じて聴取等を行います。原則として月1回、必要に応じて臨時に開催しております。

また、監査等委員会は外部会計監査人の選任について公正な立場から評価すると共に、その独立性、専門性評価についても適切に行ってまいります。

(c) ガバナンス強化委員会

ガバナンス強化委員会は、取締役会の適切な運営、実効的な内部監査の実施、社内規程や業務フローの見直しなど、本書「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 対処すべき課題等 不適切な資金流用及び会計処理への再発防止策の徹底 イ．コーポレート・ガバナンス体制の強化」に記載された取り組みを客観性・独立性の高い外部諮問機関として支援しております。ガバナンス強化委員会は各委員全員が当社と利害関係のない外部の専門家により構成されており、専門的知見に基づく客観的かつ合理的な助言、答申、その他これに準ずる意見表明を行うことにより、当社のコーポレートガバナンス機能の強化を図り、もって取締役会における適切な判断を実現し、当社の健全な企業経営を実現することを目的としております。原則として月1回、必要に応じて臨時に開催しております。

ガバナンス強化委員会の構成は以下のとおりです。

委員長	川畑 大（弁護士、桜大橋法律事務所 パートナー）
委員	倉橋 博文（弁護士、弁護士法人ほくと総合法律事務所 パートナー）
委員	村田 茂也（公認会計士、村田茂也公認会計士事務所 代表）

(d) 指名委員会

取締役の選解任プロセスの透明性を担保し、当社の適切な経営体制の構築と継続に資することを目的として、任意の指名委員会を設置しております。3名以上で構成され、その過半数は社外取締役から選定しなければならないこととしています。取締役選任候補者又は解任対象者を審議し、取締役会に推薦するという重要な役割を担うものであるため、会社の重要事項の決定に関わる点につき客観的に監視監督できる立場の者で構成すべきと考え、過半数を社外取締役から選定するものとしております。

指名委員会の構成は以下のとおりです。

委員長	北條 陽平（社外取締役、監査等委員）
委員	佐久間 玄任（社外取締役、監査等委員）
委員	藤原 宏樹（代表取締役）

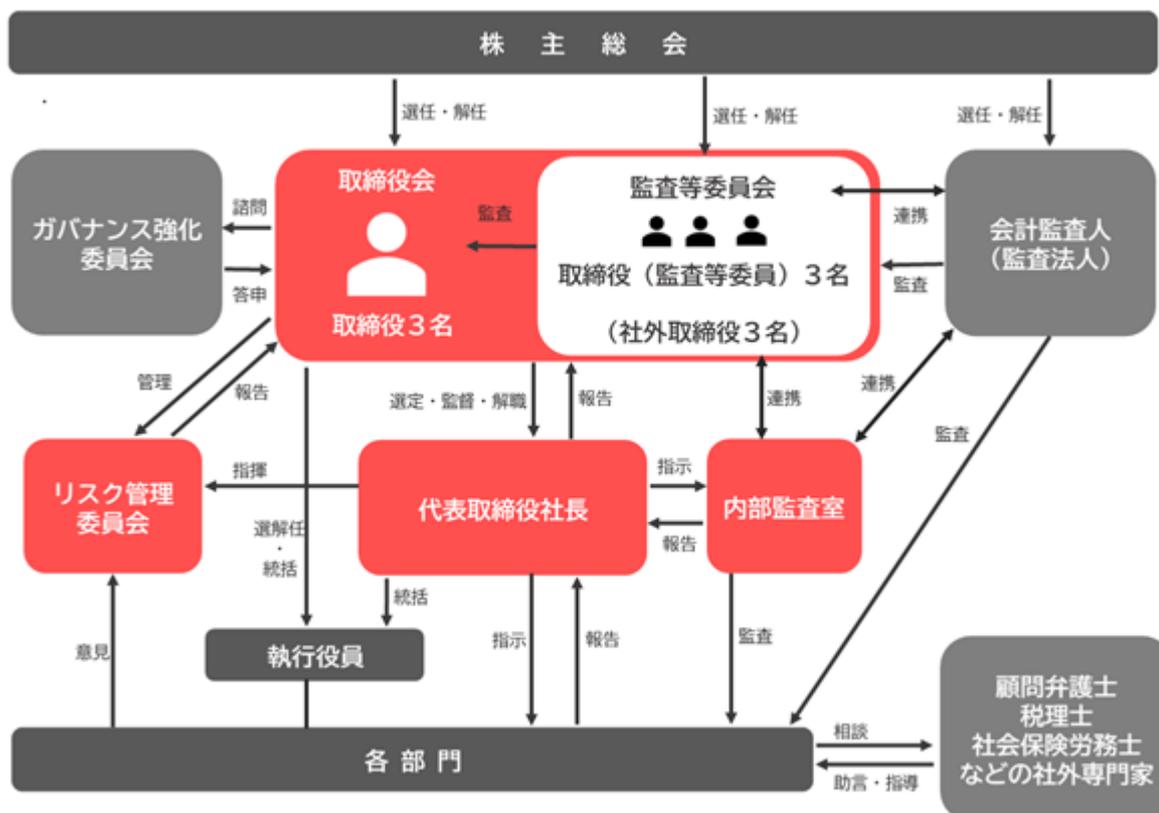
(e) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、取締役会管掌の組織として運営されており、全社的リスクの洗い出しやこれらリスクへの評価、対応策の検討を行っております。リスク管理委員会のメンバーは、代表取締役社長を始めとした社内取締役（監査等委員である取締役を除く）、常勤監査等委員である取締役、総務人事部長などにより構成されております。リスク管理委員会は、原則として四半期に1回開催されており、必要に応じて臨時に開催しております。

リスク管理委員会の構成は以下のとおりです。

委員長	代表取締役社長
委員	取締役
委員	社外取締役・常勤監査等委員
委員	総務人事部長、技術部長、アンバサダーマーケティング事業部長、内部監査室長、法務・コンプライアンス部長

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりとなります。



ロ．当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、業務執行に対して、取締役会による監督と監査等委員会による監査という二重のチェック体制を取っております。また、3名の社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役会にて独立性の高い立場から発言を行い、客観的かつ中立的な立場から監督及び監視を行う一方で、内部監査室及び会計監査人が業務執行を把握できるよう連携を強化しております。また、過去の不祥事の原因の一つとして、当時の取締役会や監査役会が適切に機能していなかったことが挙げられますが、これらを支援する独立した機関がなかったことを鑑みて、2022年10月13日付「ガバナンス強化委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に向けた取り組みを包括的に支援することを目的に、独立した機関であるガバナンス強化委員会を設置しました。社内外からの経営監視機能が十分に発揮される体制が確保するために、本体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項 等

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

- a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- () コンプライアンス規程を制定し、法令、定款の内容と共に全社に周知・徹底する。
 - () コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - () 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - () 組織全体において、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。
- b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- () 取締役の職務執行に係る情報については、法令、機密管理規程、文書管理規程等によって保存部署及び保存期限を定め、適切に保存及び管理を行う。
 - () 取締役及び監査等委員は、これらの情報を、いつでも閲覧できるものとする。
- c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- () リスク管理規程を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部門との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直す。
 - () 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
- d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- () 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - () 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- e．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。
- f．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- () 子会社の一部の取締役は、当社の取締役が兼務することにより、グループ内での方針・情報の共有化と伝達を効率的に実施する。
 - () グループ全体のコーポレート・ガバナンスを実践するために、当社各部門はグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査する。
 - () 当社内部監査担当者は、当社及び子会社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- g．監査等委員がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査等委員の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- () 監査等委員が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査等委員と協議のうえこれを任命し、補助業務に当たらせる。
- () 補助使用人は、監査等委員を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査等委員の指揮・命令にのみ服する。
- () 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査等委員の同意を得るものとする。

h. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- () 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- () 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに監査等委員に報告する。
- () 取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査等委員に報告する体制を整備するものとする。

i. 監査等委員に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。

j. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

k. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- () 監査等委員会には、法令に従い、社外監査等委員を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。
- () 監査等委員は、代表取締役及び取締役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
- () 監査等委員は、取締役等及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求められることができる。
- () 監査等委員は、監査法人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- () 監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するためリスク管理規程を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。法務・コンプライアンス部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことや、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、地震、火災等の災害に対処するため、必要に応じてリスク管理統括責任者が、不測の事態に備えております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役の責任限定に関する規定を設けております。当該定款に基づき職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ニ. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内とし監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

ホ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。

ヘ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の

議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ト．取締役会で決議できる株主総会決議事項

a．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

b．中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

取締役会及び指名委員会の活動状況

イ．取締役会

当事業年度において個々の取締役の取締役会への出席状況については次のとおりであります。

氏名	在職期間における開催回数	出席回数
寺本 直樹	14	14
藤原 宏樹	34	34
野口 敦司	48	48
早川 麻依子	34	34
金子 雄亮	3	3
瀬川 千鶴	48	47
北條 陽平	3	3
佐久間 玄任	3	3
吉岡 剛	45	36
小石 彩萌	45	40

上記の取締役会の開催回数のほか法令及び当社定款の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

取締役会では、法令及び当社規程等に定める重要事項に関する決議を行っております。また月次業績等について報告を行い、目標達成に向けた戦略や環境変化等により生じた課題への対策など、企業価値向上に向けた審議を行っております。当事業年度における具体的な検討内容としては、M&Aの方針決定、新規事業の開始、資金使途の変更、株主総会提案提出議案、決算承認、各種規程の改訂、その他重要な事項であります。また、報告事項として、月次数値報告の他、内部監査室の活動状況報告、内部通報実績の報告、リスク・コンプライアンス委員会での活動報告といった重要な事項について報告を受けております。

ロ．指名委員会

当事業年度において個々の委員の指名委員会への出席状況については次のとおりであります。

氏名	在職期間における開催回数	出席回数
野口 敦司	2	2
瀬川 千鶴	3	3
吉岡 剛	1	1
小石 彩萌	1	0
藤原 宏樹	1	1
北條 陽平	1	1

指名委員会における具体的な検討内容としては、取締役候補者個人の面談を行い、候補者の略歴・実績などから当該候補者が社内取締役及び社外取締役の選任に関するガイドラインに照らして適任といえるかを判断し、取締役会に推薦いたしました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性0名(役員のうち女性の比率0.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	藤原 宏樹	1975年9月16日	1997年8月 株式会社ネクスト 入社 2012年4月 同社 専務取締役 2014年4月 同社 代表取締役 2017年7月 株式会社メディアリンクス 入社 2018年4月 同社 取締役 2019年3月 株式会社玉光堂 取締役 2021年12月 メモリーテックつくば株式会社 代表取締役 2022年11月 株式会社精美堂 取締役 2023年1月 株式会社みっとめるへん社 取締役 2023年4月 株式会社RedGames 取締役 2024年11月 株式会社玉光堂ホールディングス 取締役 2025年3月 当社代表取締役社長(現任) 2025年3月 BTCリンク株式会社 代表取締役(現任)	(注)2	
取締役	伊東 治行	1950年5月1日	1968年4月 日本パーカライズング株式会社 入社 1970年5月 株式会社紋クラフト 入社 1974年5月 有限会社モアアンドモア 入社 1980年8月 株式会社オーレックス 入社 1993年3月 株式会社ウィズコーポレーション 代表取締役社長 1997年5月 株式会社みっとめるへん社 代表取締役社長 2016年8月 株式会社ウィズコーポレーション 会長 2016年12月 鈴木出版株式会社 代表取締役会長 2017年9月 東京書店株式会社 代表取締役 2019年1月 株式会社大泉書店 代表取締役 2019年12月 株式会社ウィズコーポレーション 代表取締役社長(現任) 2026年3月 当社取締役(現任)	(注)2	
取締役	金子 雄亮	1995年3月23日	2013年4月 株式会社デントオール 入社 2014年4月 株式会社BLOOM 入社 2018年7月 株式会社CocoVita 代表取締役 2019年7月 株式会社Libeiro 代表取締役 2022年5月 株式会社アラヴィス 取締役 2023年3月 MAKE BEAUTURE株式会社 取締役(現任) 2023年5月 インフルエンサーZ株式会社 取締役 2024年8月 同社 代表取締役(現任) 2025年5月 当社 執行役員 2025年10月 当社 取締役(現任)	(注)2	
取締役 (監査等委員)	北條 陽平	1985年4月21日	2017年2月 M&A総合法律事務所 入所 2019年4月 公智法律事務所 入所 2020年10月 北條法律事務所 設立(現任) 2025年10月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
取締役 (監査等委員)	佐久間 玄任	1970年9月4日	2008年12月 監査法人トーマツ 入所 2014年8月 佐久間公認会計士事務所 所長 2017年12月 弁護士法人アディーレ法律事務所 入所 2019年2月 荒木法律事務所 入所 2019年7月 国税不服審判所 国税審判官 2023年8月 財務省関東財務局 金融証券検査官・法務 監査官 2025年2月 弁護士法人SAKURA法律事務所 大阪支店長 2025年10月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 2026年2月 佐久間法律会計事務所 設立(現任)	(注)3	

取締役 (監査等委員)	三枝 充	1974年11月25日	1999年4月 2001年1月 2008年5月 2017年7月 2022年1月 2026年3月	株式会社フロムソフトウェア 入社 厚生労働省 入省 旬報法律事務所 入所 早稲田リーガルコムズ法律事務所 入所 Kollectパートナーズ法律事務所 設立(現任) 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
計						

- (注) 1. 監査等委員である取締役北條陽平、佐久間玄任及び三枝充3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役藤原宏樹、伊東治行及び金子雄亮3氏の任期は、2026年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役北條陽平、佐久間玄任及び三枝充3氏の任期は、2026年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役3名(3名全員、監査等委員である取締役)を選任しております。

当社の社外取締役である取締役北條陽平、佐久間玄任、及び三枝充3氏の間には特別な利害関係はありません。また、同3氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

社外取締役の北條陽平は、弁護士の資格を有しており、専門知識と企業法務に関する豊富な知見を持ち、法律専門家である監査等委員として取締役会における監督・牽制機能が十分に発揮できると判断しております。

社外取締役の佐久間玄任は、公認会計士資格及び弁護士の資格を有しており、監査法人での会計監査及び長きにわたる弁護士・国家公務員としての経験を有していることから、監査等委員として取締役会における監督・牽制機能が十分に発揮できると判断しております。

社外取締役の三枝充は、弁護士の資格を有しており、専門知識と企業法務に関する豊富な知見を持ち、法律専門家である監査等委員として取締役会における監督・牽制機能が十分に発揮できると判断しております。

また、当社は社外役員の独立性について次のように基準を定めております。

CRAVIA株式会社 社外役員独立性基準

次に掲げる事項に該当しないこと。

当社グループの取締役、監査役、従業員として直近10年以内に在籍していた者とその配偶者又は2親等以内の親族

直近5年以内に当社グループの主要取引先(1)の取締役、監査役、従業員として在籍していた者

当社株式議決権の10%以上を有する株主(法人株主の場合はその業務執行者)

直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けていた専門的な役務の提供者(2)

直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けていた者
取締役の相互派遣関係にある者

その他当社グループと重要な利害関係にある者

(1) 当社グループ直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績を持つ取引先を指します。

(2) 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問を指します。

当社の社外取締役である北條陽平、佐久間玄任及び三枝充3氏は、独立性に関して上記の基準を満たしていると考えており、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、社内取締役に対する監督機能に加えて、経験や見識を生かし当社の経営に反映する役割を担っており、取締役会の議論に加わることで業務執行取締役の業務執行状況を監督し、助言あるいは是正勧告を行い、内部監査室による月次報告を受ける体制を構築することにより日常的モニタリングを実施しており、さらに四半期に一度、会計監査人及び内部監査室との情報連携を行い、経営に対する監視機能を果たしております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員による監査の状況

当社の監査等委員会は監査等委員3名(うち、社外取締役3名)により構成されております。各監査等委員は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査等委員会において、情報共有を図っております。監査等委員監査は、每期策定される監査計画書に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っております。さらに、内部監査担当者及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

当事業年度に催した取締役会・監査等委員会への出席状況は以下のとおりです。

役員氏名	取締役会			監査等委員会		
	開催回数	出席回数	出席率	開催回数	出席回数	出席率
常勤監査等委員 (社外) 北 條 陽 平	3回	3回	100%	3回	3回	100%
社外監査等委員 佐久間 玄 任	3回	3回	100%	3回	3回	100%
社外監査等委員 瀬 川 千 鶴	48回	47回	97.9%	16回	15回	93.7%
社外監査等委員 吉 岡 剛	45回	36回	80.0%	13回	11回	84.6%
社外監査等委員 小 石 彩 萌	45回	40回	88.8%	13回	13回	100%

1. 常勤監査等委員は、2025年10月29日付で瀬川千鶴氏から北條陽平氏に交代しております。
2. 吉岡剛氏及び小石彩萌氏の取締役会・監査役会の開催回数・出席回数は、両氏が2025年10月29日付で社外取締役を退任するまでの間に開催されたもののみを対象としております。
3. 北條陽平氏及び佐久間玄任氏の取締役会・監査役会の開催回数・出席回数は、両氏が2025年10月29日付で社外取締役に就任した後に開催されたもののみを対象としております。

監査等委員会における主な検討事項は、監査報告の作成、監査方針・監査実施計画の決定、監査方法及び業務分担の決定、会計監査人の選任に関する決定、会計監査人の報酬等に関する同意です。

監査等委員全員は、取締役会に出席し、議事運営・議事内容を確認し、必要により意見表明を行っております。また、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査計画、四半期及び期末の監査実施状況・監査結果について報告を受けるとともに、重点監査領域について意見交換を行うなど密に連携を図っております。

常勤監査等委員である北條陽平氏は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する豊富な知見を有するものであり、取締役会等の社内の重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、また弁護士の専門的知見のもと当社および子会社における業務および財産状況の調査等を行い、監査等委員会において社外取締役に報告しております。

内部監査の状況

当社の内部監査につきましては、内部監査室が担当しており、内部監査は、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役社長に報告する体制となっております。内部監査については、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、経営方針、法令、定款及び諸規程への準拠性を確かめ、会社財産の保全、業務運営の適正性の確保を図り、もって経営の合理化と効率向上に資することを基本方針として実施しております。内部監査室は代表取締役の管轄組織として位置づけられておりますが、代表取締役のみならず取締役会及び監査等委員会に対し毎月の定例報告及び随時の報告を直接行っております。

現在、内部監査室は専任担当者1名となっております。内部監査担当者は監査等委員、会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行なうなど、相互連携による効率性の向上を目指しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

KDA監査法人

b. 継続監査期間

2年

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌

指定社員 業務執行社員 公認会計士 上野 宜春

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3人

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定はコーポレート・ガバナンス体制の強化や、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準を総合的に勘案し、決定することを方針としております。このような方針の中、KDA監査法人は他社での監査実績及び監査法人としての規模・体制並びに監査報酬の水準を考慮した結果、当社の会計監査人として適任であると判断しました。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は上記の監査法人について、会計監査人からの監査計画の説明及び会計監査人とのコミュニケーションにより、適切に監査を実施していると評価をしております。

g. 監査法人の異動

当社は、2024年3月28日開催の第17回定時株主総会において、次のとおり会計監査人の選任を決議いたしました。

第17期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日） 監査法人アリア

第18期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日） KDA監査法人

臨時報告書に記載した事項は、次のとおりです。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

KDA監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

監査法人アリア

(2) 当該異動の年月日

2024年3月28日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2022年3月4日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動に至った理由及び経緯

現会計監査人である監査法人アリアは2024年3月28日開催予定の第17期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。現会計監査人が就任した2022年3月は、当社は元役員による不適切会計の疑義が発生し、社外有識者により構成された第三者委員会による調査を進める等しており、適切な会計監査を受けづらい状況となっておりました。このような窮地の状況でも現会計監査人は当社の一時会計監査人とし

て受嘱し、その後も会計監査人として受嘱していただきました。当社は2022年6月に株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定され、社内管理体制の改善を行うことで2023年8月に特設注意市場銘柄の指定は解除に至りました。このように現会計監査人が就任した当時に比べると社内管理体制は正常化しているものと判断しております。このたび、当社は現会計監査人について会計監査が適切かつ妥当に行われており、またそれを確保する体制を十分に備えているものと考えておりますが、より当社の事業規模に適した監査を行っていただくため複数の監査法人より提案を受けその内容を検討した結果、KDA監査法人を起用することにより新たな視点での監査が期待できることに加え、当社グループの事業規模に見合った監査体制、専門性、品質管理体制等を備えるものであり、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であるとの回答を得ております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	20,000		20,000	
連結子会社				
計	20,000		20,000	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明書業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査等委員会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役に対する報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、監査等委員を除く取締役については取締役会の決議で、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議で、具体的な金額等を決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議は、2022年8月9日開催の臨時株主総会において、取締役(当時の

取締役員数は3名。監査等委員である取締役を除く。)について年額100,000千円以内、監査等委員である取締役(当時の監査等委員である取締役員数は3名)の報酬限度額は年額15,000千円以内と決議いただいております。

当社の役員報酬は、毎月定額にて支給される基本報酬(固定報酬)としております。当社の役員報酬の決定方針としては、業績連動報酬は設けておりませんが、基本報酬は国内の同業種や同規模の他企業の水準を参考のうえ、当社及び担当部門の業績、従業員の賃金水準などを勘案して株主総会後の取締役会において決定しております。経常利益は、企業業績を適切かつ客観的に表す一般的な指標であり、また当社は売上高経常利益率を目標とする指標の1つとしていることから、役員報酬の指標としております。

現在選任している個々の役員の報酬額については、株主総会で決議された報酬の枠内で2025年3月28日の取締役会の決議並びに2025年3月28日及び同年11月21日の監査等委員会の決議によりそれぞれの能力、貢献度、期待度を勘案して決定いたしております。取締役会は、監査等委員である社外取締役3名全員が出席して役員報酬の決定基準の遵守状況を適切に監督しており、客観性・透明性は確保しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)	対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	36,370	36,370	5
取締役 (監査等委員)	9,100	9,100	5

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は株式の配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検討する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の保有する純投資目的以外の目的である投資株式については、非上場株式のため、記載しておりません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合 計額(千円)
非上場株式	2	19,600
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	19,600	取引関係の強化のため
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売 却価額の合計額(千円)	株式数の減少の理由
非上場株式	2		株式の追加取得により関連会社に該当することになったため
非上場株式以外の株式			

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1)当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、KDA監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、会計基準等の内容及び変更等について当社への影響を適切に把握するために、専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加し、連結財務諸表等の適正性の確保に取り組んでおります。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	344,118	89,161
受取手形及び売掛金	² 42,294	² 91,964
商品及び製品	11,402	23,706
原材料及び貯蔵品	27,841	19,819
未収入金	32,199	¹ 12,534
前払費用	12,209	44,483
前渡金	-	40,320
その他	14,173	23,260
貸倒引当金	275	330
流動資産合計	483,964	344,920
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	³ 0	³ 2,041
工具、器具及び備品（純額）	-	³ 853
車両運搬具（純額）	³ 1,097	-
有形固定資産合計	1,097	2,894
無形固定資産		
のれん	10,406	48,372
無形固定資産合計	10,406	48,372
投資その他の資産		
投資有価証券	20,191	⁵ 151,297
敷金及び保証金	31,848	8,779
長期未収入金	¹ 366,497	¹ 370,526
暗号資産	-	64,728
その他	841	3,637
貸倒引当金	¹ 357,275	¹ 333,705
投資その他の資産合計	62,103	265,264
固定資産合計	73,607	316,530
資産合計	557,571	661,451

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	43,608	23,212
短期借入金	-	980
1年内返済予定の長期借入金	27,864	31,776
未払金	15,039	29,776
未払法人税等	1,219	7,436
未払費用	3,466	15,500
未払消費税等	824	730
前受金	8,937	9,322
その他	3,215	17,994
流動負債合計	104,175	136,730
固定負債		
長期借入金	110,460	97,992
固定負債合計	110,460	97,992
負債合計	214,635	234,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	268,366	443,928
資本剰余金	389,728	565,290
利益剰余金	352,255	610,844
株主資本合計	305,838	398,373
新株予約権	36,339	26,821
非支配株主持分	758	1,534
純資産合計	342,936	426,729
負債純資産合計	557,571	661,451

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	5 455,521	5 546,224
売上原価	416,552	490,124
売上総利益	38,969	56,099
販売費及び一般管理費	1 340,931	1 338,300
営業損失()	301,962	282,200
営業外収益		
受取利息	106	290
受取配当金	0	0
持分法による投資利益	-	7,124
助成金収入	2,700	-
ポイント収入額	474	-
その他	937	2,436
営業外収益合計	4,218	9,853
営業外費用		
支払利息	2,680	2,466
暗号資産評価損	-	15,271
株式交付費	20,064	11,622
その他	50	55
営業外費用合計	22,795	29,414
経常損失()	320,539	301,762
特別利益		
固定資産売却益	-	2 15
関係会社株式売却益	-	855
和解金	4 78,500	4 58,110
新株予約権戻入益	-	5,736
貸倒引当金戻入益	-	23,570
特別利益合計	78,500	88,288
特別損失		
減損損失	3 50,065	3 27,458
貸倒引当金繰入額	15,500	-
投資有価証券評価損	4,425	-
訴訟関連費用	4 19,625	4 20,420
特別損失合計	89,615	47,878
税金等調整前当期純損失()	331,655	261,353
法人税、住民税及び事業税	1,219	2,544
法人税等合計	1,219	2,544
当期純損失()	332,874	263,897
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失()	4,802	5,308
親会社株主に帰属する当期純損失()	337,676	258,588

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純損失()	332,874	263,897
包括利益	332,874	263,897
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	337,676	258,588
非支配株主に係る包括利益	4,802	5,308

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	804,463	1,133,257	1,829,123	108,598
当期変動額				
新株の発行	267,458	267,458	-	534,917
減資	803,556	803,556		-
欠損補填	-	1,814,544	1,814,544	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	337,676	337,676
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	536,097	743,529	1,476,867	197,240
当期末残高	268,366	389,728	352,255	305,838

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	8,231	5,433	111,395
当期変動額			
新株の発行	-	-	534,917
減資	-	-	
欠損補填	-	-	
親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	337,676
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,108	6,192	34,300
当期変動額合計	28,108	6,192	231,540
当期末残高	36,339	758	342,936

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	268,366	389,728	352,255	305,838
当期変動額				
新株の発行	175,562	175,562	-	351,124
減資	-	-	-	-
欠損補填	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	258,588	258,588
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	175,562	175,562	258,588	92,535
当期末残高	443,928	565,290	610,844	398,373

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	36,339	758	342,936
当期変動額			
新株の発行	-	-	351,124
減資	-	-	-
欠損補填	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	258,588
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,518	776	8,742
当期変動額合計	9,518	776	83,792
当期末残高	26,821	1,534	426,729

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	331,655	261,353
減価償却費	3,814	534
敷金及び保証金償却額	1,990	-
のれん償却額	816	5,021
新株予約権戻入益	-	5,736
暗号資産評価損益(は益)	-	15,271
和解金	78,500	58,110
減損損失	50,065	27,458
投資有価証券評価損益(は益)	4,425	-
訴訟関連費用	19,625	20,420
有形固定資産売却損益(は益)	-	15
関係会社株式売却損益(は益)	-	855
貸倒引当金の増減額(は減少)	16,104	55
貸倒引当金戻入益	-	23,570
受取利息及び受取配当金	106	291
支払利息	2,680	2,466
株式交付費	20,064	11,622
持分法による投資損益(は益)	-	7,124
売上債権の増減額(は増加)	5,861	46,823
棚卸資産の増減額(は増加)	15,915	6,253
前渡金の増減額(は増加)	-	40,320
仕入債務の増減額(は減少)	22,272	18,179
未払金の増減額(は減少)	13,510	13,060
未払消費税等の増減額(は減少)	525	1,284
未払費用の増減額(は減少)	2,911	13,495
その他	34,858	11,116
小計	260,546	359,122
利息及び配当金の受取額	106	291
利息の支払額	2,879	2,435
訴訟関連費用の支払額	-	22,500
供託金の返還による収入	-	25,300
和解金の受取額	-	81,820
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,965	4,574
営業活動によるキャッシュ・フロー	266,284	281,221
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,285	2,370
有形固定資産の売却による収入	-	653
無形固定資産の取得による支出	2,932	3,912
投資有価証券の取得による支出	20,191	123,981
敷金及び保証金の回収による収入	13,052	711
敷金及び保証金の差入による支出	4,327	900
暗号資産の取得による支出	-	80,000
貸付けによる支出	-	728
貸付金の回収による収入	-	2,800
長期前払費用の取得による支出	49,129	-
事業譲受による支出	-	4 57,215
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	3 12,596	3 11,755
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	2 4,631
その他	-	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	79,410	281,279

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	980
長期借入金の返済による支出	27,864	30,856
新株予約権の行使による株式の発行による収入	509,227	335,719
新株予約権の発行による収入	33,751	-
非支配株主からの払込みによる収入	1,050	1,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	516,164	307,543
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	170,470	254,957
現金及び現金同等物の期首残高	173,648	344,118
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 344,118	¹ 89,161

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度まで継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、また当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、当該事象または状況を解消するために、以下の施策を実施しております。

資本政策による財務基盤の安定化

当社にとって収益力を高めていくためには、人材の採用を含めた基盤整備、業容拡大のための投資が不可欠と考えており、そのため前連結会計年度において、第11回、第12回及び第13回新株予約権を発行し、その一部が行使されました。

当連結会計年度においても、これらの新株予約権の行使が進み、特に第13回新株予約権については行使が完了するなど、M&A及び新規事業投資に必要な資金調達を実行いたしました。

しかしながら、依然として当社の資本は脆弱であり、今後も資本政策について多角的な検討を進めてまいります。

収益力の向上

当社は、主力商品である「アンバサダープログラム」の開発・運用の実績から、アンバサダーのクチコミ効果を分析する独自のテクノロジーや、アンバサダーの行動によるビジネス貢献の分析モデル等のノウハウを保有しております。

これらのテクノロジーやノウハウとのシナジーが期待できる事業分野への投資等の取り組みによって、収益の黒字化の速やかな実現を図ってまいります。

当社はすでに前連結会計年度において「ECによる小売業」や「幼児用教材事業」に進出することで成果を挙げています。当連結会計年度においては、さらにエンターテインメント、旅行、消費財等の領域での積極的なM&Aや業務提携を行い、連結子会社及び持分法適用会社の設立、出資、株式取得により事業ポートフォリオを大幅に拡大いたしました。

連結子会社及び持分法適用会社

- ・株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT(中国向けタレントファンクラブ運営)
- ・株式会社グローリー(幼児用教材事業)
- ・株式会社ミライル(コンタクトレンズ製造販売)
- ・株式会社BEBOP(タレントマネージメント事業)
- ・株式会社インプレストラベル(旅行業)
- ・有限会社辻元(酒類販売)
- ・株式会社cadre(総合家電・美容商品)
- ・東京書店株式会社(出版)
- ・株式会社V-TOKER(TikTokに特化したVライバーの育成支援)
- ・株式会社みっとめるへん社(幼児向け絵本・児童向け読み物・遊具・アパレル等)
- ・BTCリンク株式会社(EC・リユース事業)
- ・株式会社グローバルM&Aパートナーズ(クロスボーダーM&Aアドバイザリー事業)

上記のうちBTCリンク株式会社については、2025年5月23日付「連結子会社の合併並びに子会社の商号変更に関するお知らせ」にて公表したとおり、カラーコンタクトレンズ等のEC向け小売業において堅調な業績を上げている連結子会社and health株式会社と、コンシューマー向けマーケティング領域において開発力・運営力・ノウハウを有する連結子会社papaya japan株式会社及び株式会社コンフィの3社による合併を実施し、存続会社であるand health株式会社の商号をBTCリンク株式会社へ変更したものです。同社は新規事業として、貴金属や高級ブランド商材等の買取・販売を行う「リユース事業」へ進出し、事業領域の拡充を図っております。

なお、当社はこれらの多角化した事業を通じて「情熱をつなぎ、創造性を未来へ導く」企業へと進化するため、2026年1月1日付で商号を「CRAVIA(クラヴィア)株式会社」へ変更いたしました。今後も、M&Aや新規事業への投資を行い、事業の多角化により新たな収益源確保を推進してまいります。

人材の採用及び育成の強化

業容の拡大及び事業の多角化推進に伴い、当社では今後専門的スキルを持つ人材ニーズが高まっております。当社では人材の確保を喫緊の課題と捉え、今後、積極的な人材採用を行うとともに、多様性を重視し、社内における人材育成を推進してまいります。

しかしながら、これらの対応策は、今後の経済情勢等により収益が計画通り改善しない可能性があることや、資本政策はご支援いただく利害関係者の皆様のご意向に左右されるものであり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

9社

主要な連結子会社の名称

BTCリンク株式会社

株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT

株式会社グローリー

株式会社ミライル

株式会社BEBOP

株式会社インプレストラベル

有限会社辻元

株式会社cadre

株式会社グローバルM&Aパートナーズ

(連結子会社の異動)

株式取得による増加 2社 株式会社cadre 有限会社辻元

合併会社設立による増加 1社 株式会社グローバルM&Aパートナーズ

連結子会社間の合併による除外 2社 株式会社コンフィ papaya japan株式会社

(2) 主要な非連結子会社名

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用する非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数

3社

主要な持分法を適用する関連会社の名称

東京書店株式会社

株式会社みっとめるへん社

株式会社V-TOKER

(持分法を適用する関連会社の異動)

株式取得による増加 2社 東京書店株式会社 株式会社みっとめるへん社

合併会社設立による増加 1社 株式会社V-TOKER

(3) 持分法を適用しない非連結子会社の数

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

暗号資産

活発な市場があるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）

棚卸資産

ア）商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

イ）原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年
車両運搬具	4年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間（10年以内）にわたって均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 (単位：千円)

科目	当連結会計年度
のれん	48,372
減損損失(のれんに係るもの)	22,519

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループののれんは、子会社や事業の取得時における将来の超過収益力に関連して発生しており、その効果の発生する期間に均等償却しております。

毎期、事業環境の変化や業績状況に基づいて減損の兆候を判定し、減損の兆候があると認められる場合には、事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積り、のれんを含む固定資産の帳簿価額と比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当期において、幼児用教材販売事業を運営する株式会社グローリー及び酒類販売事業を運営する有限会社辻元、総合家電・美容商品販売事業を運営する株式会社cadre、並びにリユース事業について、それぞれの株式取得時または事業譲受時に発生したのれんについて減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別したのものについては、割引前将来キャッシュ・フローの見積総額と帳簿価額の比較により減損損失の認識の判定を行っております。

その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったものについては、使用価値により回収可能価額を算定し、減損損失を22,519千円(幼児用教材販売事業に帰属する部分8,712千円、酒類販売事業に帰属する部分7,932千円、総合家電・美容商品販売事業に帰属する部分5,874千円)計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りには、市場環境の変化等により見直しが必要となる場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準協会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取り組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針としてIFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 不正行為に関連して発生したものです。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
未収入金	-	4,490千円
長期未収入金	366,486千円	370,515千円
貸倒引当金	357,264千円	333,694千円

2 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
受取手形	- 千円	- 千円
売掛金	42,294千円	91,964千円

3 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	6,723千円	7,367千円

有形固定資産の減損損失累計額については、連結貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

4 偶発債務

当社は、現在15百万円の損害賠償を求める訴訟を提起されております。

本訴訟は現在係属中であり適切に対応しておりますが、その結果および当社に及ぼす影響については、現時点において予測することは困難であります。

なお、本訴訟に係る損害賠償額及び発生可能性等については合理的に見積もることができないため引当金は計上しておりませんが、審理が進み将来の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある段階になったため注記するものであります。

5 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資有価証券(株式会社) (うち、共同支配企業に対する投資の金額)	- 千円 (- 千円)	131,697千円 (2,450千円)

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	31,637千円	57,857千円
給料手当	73,529千円	39,720千円
支払手数料	63,153千円	56,454千円
支払報酬	39,211千円	40,904千円
外注費	42,980千円	49,094千円

(表示方法の変更)

当連結会計年度において、「支払報酬」及び「外注費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より販売費及び一般管理費の主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度においても主要な費目として表示しております。

2 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
車両運搬具	千円	15千円

3 減損損失

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都港区	その他	のれん	5,100
東京都港区	事業用資産	建物附属設備	3,194
東京都港区	事業用資産	長期前払費用	41,570
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア	200

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都港区	事業用資産	工具器具備品	497
東京都渋谷区	事業用資産	建物附属設備	300
神奈川県綾瀬市	事業用資産	車両運搬具	229
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア	3,912
神奈川県綾瀬市	その他	のれん	8,712
東京都港区	その他	のれん	7,932
東京都渋谷区	その他	のれん	5,874

当社グループは、主に管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候を共用資産を含む、より大きな単位で検討し、帳簿価額を正味売却価額に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損益に計上しております。資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値を比較し、いずれか高い方により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額を零として評価しております。

4 訴訟関連費用

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

係争中だった訴訟において和解が成立したことに伴い、特別利益として和解金78,500千円、特別損失として弁護士費用19,625千円が計上されております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

係争中だった訴訟において和解が成立したことに伴い、特別利益として和解金58,110千円、特別損失として弁護士費用20,420千円が計上されております。

5 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	22,224,420	6,351,300		28,575,720

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 6,351,300株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第10回新株予約権(注)1	普通株式	8,096,700		1,997,778	6,098,922	5,849
	第11回新株予約権(注)1、2	普通株式		23,900,000	1,578,300	22,321,700	27,902
	第12回新株予約権(注)2	普通株式		600,000		600,000	696
	第13回新株予約権(注)1、2	普通株式		6,000,000	2,430,000	3,570,000	1,892
	ストック・オプションとしての新株予約権						
合計			8,096,700	30,500,000	6,006,078	32,590,622	36,339

(注)1. 新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,575,720	5,109,360		33,685,080

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 5,109,360株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第10回新株予約権(注)1	普通株式	6,098,922		6,098,922		
	第11回新株予約権(注)1	普通株式	22,321,700		1,421,700	20,900,000	26,125
	第12回新株予約権	普通株式	600,000			600,000	696
	第13回新株予約権(注)1	普通株式	3,570,000		3,570,000		
	ストック・オプションとしての新株予約権						
合計			32,590,622		11,090,622	21,500,000	26,821

(注)1. 新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものです。また、第10回新株予約権の減少には、権利行使期限満了に伴う消滅による減少を含んでいます。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	344,118千円	89,161千円
定期預金	千円	千円
現金及び現金同等物	344,118千円	89,161千円

2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

売却した株式会社sayuri-styleの売却額と売却による支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	33,778千円
固定資産	5,779千円

流動負債	19,888千円
固定負債	7,380千円
非支配株主持分	6,144千円
株式の売却益	<u>855千円</u>
株式の売却価額	7,000千円
売却代金未収分	7,000千円
現金及び現金同等物	<u>4,631千円</u>
差引：売却による支出	<u>4,631千円</u>

3 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

株式の取得により新たに株式会社グローリーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	13,822千円
固定資産	2,612千円
のれん	16,322千円
流動負債	12,757千円
固定負債	- 千円
株式の取得価額	20,000千円
現金及び現金同等物	8,763千円
差引：取得のための支出	11,236千円

株式の取得により新たに株式会社インプレストラベルを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	- 千円
固定資産	1,700千円
のれん	- 千円
流動負債	- 千円
固定負債	- 千円
非支配株主持分	340千円
株式の取得価額	1,360千円
現金及び現金同等物	- 千円
差引：取得のための支出	1,360千円

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

株式の取得により新たに有限会社辻元を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	1,135千円
固定資産	50千円
のれん	8,979千円
流動負債	165千円
固定負債	10,000千円
株式の取得価額	0千円
子会社に対する貸付金	10,000千円
現金及び現金同等物	1,135千円
差引：取得のための支出	8,864千円

株式の取得により新たに株式会社cadreを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	32,092千円
固定資産	6,591千円
のれん	6,527千円
流動負債	13,874千円
固定負債	17,608千円
非支配株主持分	3,528千円
株式の取得価額	10,200千円
現金及び現金同等物	11,999千円
差引：取得による収入	1,799千円

株式の取得により新たに株式会社sayuri-styleを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりです。

流動資産	30,568千円
固定資産	4,064千円
のれん	- 千円
流動負債	15,052千円
固定負債	5,580千円
非支配株主持分	<u>7,000千円</u>
株式の取得価額	7,000千円
現金及び現金同等物	<u>2,309千円</u>
差引：取得のための支出	<u>4,690千円</u>

4 事業譲受により取得した資産及び負債の内訳

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

株式会社玉光堂からの事業譲受により取得した資産及び負債の内訳並びに事業譲受の取得価額と事業譲受による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	2,639千円
固定資産	4,707千円
のれん	50,000千円
流動負債	131千円
固定負債	<u>- 千円</u>
事業の譲受価額	57,215千円
現金及び現金同等物	<u>- 千円</u>
差引：事業譲受による支出	<u>57,215千円</u>

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を投資家からのエクイティファイナンス及び銀行借入によって調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金には、主に金利変動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権及び敷金及び保証金については、取引開始時に取引先の信用判定を行うと共に、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。また、契約更新時その他適宜取引先の信用状態の把握に努めております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

財務経理部が適時に資金繰表を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	31,848	31,845	3
資産計	31,848	31,845	3
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	138,324	136,022	2,301
負債計	138,324	136,022	2,301

当連結会計年度(2025年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	4,479	4,255	223
資産計	4,479	4,255	223
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	129,768	123,815	5,952
負債計	129,768	123,815	5,952

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払法人税等」「未払金」並びに「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は上表に含まれておりません。また、敷金及び保証金のうち、取引保証金等の返還の時期が決まっていないものについては、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから前表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資有価証券(非上場株式)	20,191	151,297
敷金及び保証金		4,300

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	344,081			
受取手形及び売掛金	42,294			
合計	386,376			

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	83,900			
受取手形及び売掛金	91,964			
合計	175,864			

(注)現金及び預金は、現金を除いております。

(注4) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	27,864	27,864	27,549	17,844	11,004	54,063
合計	27,864	27,864	27,549	17,844	11,004	54,063

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	980					
長期借入金	31,776	22,176	15,336	15,336	13,089	32,055
合計	32,756	22,176	15,336	15,336	13,089	32,055

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		31,845		31,845
長期借入金		136,022		136,022

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		4,255		4,255
長期借入金		123,815		123,815

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した賃貸契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元金金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社社外取締役 1名 当社従業員 34名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 129,300株
付与日	2016年3月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	2018年3月31日から 2026年3月30日まで

(注) 1 2017年12月5日付の株式分割(1株につき20株の割合)、2018年9月1日付の株式分割(1株につき3株の割合)及び2023年10月6日付の株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第6回 新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	9,000
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	9,000

(注1) 株式数に換算しております。なお、2017年12月5日付の株式分割(1株につき20株の割合)、2018年9月1日付の株式分割(1株につき3株の割合)及び2023年10月6日付の株式分割(1株につき3株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(注2) 権利確定後の失効株式数は、行使期間の満了及び新株予約権の放棄によるものを含みます。

単価情報

	第6回 新株予約権
権利行使価格(円)	234
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な 評価単価(円)	

(注) 2017年12月5日付の株式分割(1株につき20株の割合)、2018年9月1日付の株式分割(1株につき3株の割合)及び2023年10月6日付の株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	528千円	1,568千円
減価償却及び減損損失	31,127 "	19,526 "
繰越欠損金 (注) 1	615,493 "	654,582 "
貸倒引当金	115,647 "	102,264 "
その他	28,770 "	27,396 "
繰延税金資産小計	790,510千円	805,337千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 1	615,493 "	654,582 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	175,017 "	150,755 "
評価性引当額小計	790,510 "	805,337 "
繰延税金資産合計	千円	千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計(千円)
税務上の繰越欠損金(a)						615,493	615,493
評価性引当額						615,493	615,493
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計(千円)
税務上の繰越欠損金(a)					7,357	647,224	654,582
評価性引当額					7,357	647,224	654,582
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

1 取得による企業結合

当社は、2025年1月20日開催の取締役会において、有限会社辻元の全株式を取得し、同社を子会社化することを決議いたしました。同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年1月30日付で株式の取得を完了しております。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称

被取得企業の名称：有限会社辻元

事業の内容：酒類の販売業

企業結合を行った主な理由

有限会社辻元は、酒類販売業を営む企業であります。酒販免許のなかでも、2つ以上の都道府県内において全ての酒類の取扱が可能な「旧酒販免許」を所有していることから、同社を当社グループの一員とすることで、日本全国に向けて酒類の販売ができるようになり、ECで購入しやすい商品として消費者の間で人気の高い酒類の取扱いを行うことで、当社グループのEC展開における更なる収益力の強化につながるが見込めることから、株式を取得することといたしました。

企業結合日

2025年1月30日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

有限会社辻元

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年3月1日から2025年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 0千円

取得原価 0千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 5,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

8,979千円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,135千円
固定資産	50千円
資産合計	1,185千円
流動負債	165千円
固定負債	10,000千円
負債合計	10,165千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 取得による企業結合

当社は、2025年3月10日開催の取締役会において、株式会社cadreの発行済株式のうち51%を取得し、同社を子会社化することを決議いたしました。同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年4月1日付で株式の取得を完了しております。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称

被取得企業の名称：株式会社cadre

事業の内容：日用家庭用品及び日用品雑貨衣料品、衣料雑貨品、文房具の企画、製造、販売及び輸出入等

企業結合を行った主な理由

株式会社cadreは、2022年7月に設立された革新的な総合家電・美容商品メーカーです。シンプルかつ先進的なテクノロジー、D2C(Direct to Consumer)ビジネスモデルによるデータ活用、そして生活空間に溶け込む美しいデザイン性を融合させることで、「生活の質を向上させる家電」という本質的価値を再定義し、家電業界のニュースタンダードを創出するライフスタイルブランドとして急成長しています。

当社はcadreの革新的な家電製品の製造販売による安定的な収益確保が可能となることを見込めることから、株式を取得することといたしました。

企業結合日

2025年4月1日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

株式会社cadre

取得した議決権比率

51%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年4月1日から2025年11月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	10,200千円
取得原価		10,200千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 8,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

6,527千円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 36,040千円

固定資産 6,591千円

資産合計 42,632千円

流動負債 17,822千円

固定負債 17,608千円

負債合計 35,430千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 合併会社の設立

当社は、2025年7月18日開催の取締役会において、眞藤健一氏との共同出資により、連結子会社となる合併会社を設立し、海外とのクロスボーダーM&Aアドバイザー事業を開始することを決議いたしました。2025年8月1日付で合併契約を締結し、2025年9月1日付で合併会社を設立しています。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社グローバルM&Aパートナーズ

事業の内容：海外企業と日本企業を対象としたクロスボーダーM&Aアドバイザー事業

企業結合を行った主な理由

当社が取り組む事業活動に関連して、海外企業や海外の法律事務所等との連携機会が増加しており、複数の海外企業より日本企業へのクロスボーダーM&Aについての関心及び要望を受けており、こうした国際的なニーズに対して迅速に対応すべく、M&A案件に関する情報ネットワークを有する企業との連携を図ることで、海外企業による日本企業への投資ニーズに対応したクロスボーダーのM&Aアドバイザー事業としてビジネス機会の創出が見込めることから、国内外のM&A業務に関してはすでに20年以上に渡る実績を持つ眞藤健一氏と合併会社を設立することといたしました。

企業結合日

2025年9月1日

企業結合の法的形式

当社と眞藤健一氏の持分比率を66対34とする合併会社の設立

結合後企業の名称

株式会社グローバルM&Aパートナーズ

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日公表分）に基づき、共

同支配企業の形成として処理しています。

4 事業の譲受

当社は、2025年9月30日開催の取締役会において、当社連結子会社であるBTCリンク株式会社が、株式会社玉光堂よりリユース事業の一部を譲受け、新たな事業として開始することを決議いたしました。2025年10月1日付で契約を締結し、同日付で事業を譲受けています。

(1) 事業譲受の概要

事業譲受の目的

収益源の多様化を図るべく、新規事業領域への進出を積極的に推進する中で、貴金属や高級ブランド商材などの買取および販売を行う「リユース事業」は、安定した需要が見込まれる分野であり、当社の持つマーケティング関連のノウハウを活用した事業展開が期待できることから、当社の筆頭株主である株式会社玉光堂のリユース事業の一部であるリユース（買取）および携帯電話修理を行う併設型店舗「買取専門店玉光堂」3店舗を譲受けることとなりました。

相手先企業の名称及びその事業内容

相手先企業の名称 株式会社玉光堂

事業の内容 音楽・映像等の記録済み媒体、書籍、衣料品等の小売業

事業譲受日

2025年10月1日

事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれている譲受事業の業績の期間

2025年10月1日から2025年12月31日まで

(3) 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	57,379千円
取得原価		57,379千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

(5) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

50,000千円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 2,339千円

固定資産 5,040千円

資産合計 7,379千円

流動負債 千円

固定負債 千円

負債合計 千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響

の概算額及びその算定方法

概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(収益認識関係)

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において、存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識されると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	43,895	42,294
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	42,294	91,964
契約負債(期首残高)	10,745	8,937
契約負債(期末残高)	8,937	9,322

前連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、当社の構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、アンバサダー事業及び製造販売業、小売業等を展開しておりますが、事業活動の内容等、適切な情報を提供するため、サービス等の要素が概ね類似する事業セグメントを集約し、「アンバサダー事業」、「製造販売業」、「小売業」の3つを報告セグメントとしております。「アンバサダー事業」は、SNS運用を中心とした運営等を行っております。「製造販売業」は、酸素ボックスの製造及び販売事業等を行っております。「小売業」は、ECサイトにて、コンタクトレンズ、音楽・映像（CD・DVD）、家電などの小売販売、リユース事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3. 報告セグメントに関する事項

当社グループの報告セグメントによる収益及び業績は以下の通りであります。なお、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

報告セグメントごとの売上、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2, 3	連結財務諸 表計上額 (注) 4
	アンバサ ダー事業	製造販売 業	小売業	計				
売上高 顧客との契約 から生じる収益 その他の収益	293,314	45,660	116,392	455,367	154	455,521		455,521
外部顧客への 売上高 セグメント間 の内部売上高 又は振替高	293,314	45,660	116,392	455,367	154	455,521		455,521
計	293,314	45,660	116,392	455,367	154	455,521		455,521
セグメント損失 ()	106,991	46,189	11,113	164,294	16,322	180,616	121,345	301,962
その他の項目 減価償却費 のれん償却額 減損損失	3,085 816 49,865	638		3,723 816 49,865		3,723 816 50,065	91	3,814 816 50,065

(注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. セグメント損失の調整額 121,345千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 減価償却費の調整額91千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産にかかるものであります。

4. セグメント損失は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

5. セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	アンバサ ダー事業	製造販売 業	小売業	計				
売上高 顧客との契約 から生じる収益 その他の収益	251,960	19,335	270,943	542,240	3,984	546,224		546,224
外部顧客への 売上高 セグメント間 の内部売上高 又は振替高	251,960	19,335	270,943	542,240	3,984	546,224		546,224
計	251,960	19,335	270,943	542,240	3,984	546,224		546,224
セグメント損益 (は損失)	136,353	20,871	6,619	150,605	7,186	157,792	124,408	282,200
その他の項目 減価償却費 のれん償却額 減損損失	229 821 9,438		304 4,200 14,107	534 5,021 23,546		534 5,021 27,458		534 5,021 27,458

- (注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。
2. セグメント損失調整額 124,408千円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント損失は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。
4. セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社電通	31,069	アンバサダー事業
株式会社ユー・エス・ジェイ	20,728	アンバサダー事業

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

のれんの償却額については、セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。のれんの未償却残高は、アンバサダー事業部において10,406千円であります。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

のれんの償却額については、セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。のれんの未償却残高は、アンバサダー事業部において872千円、小売事業において47,500千円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(法人)の親会社	㈱玉光堂ホールディングス	東京都港区	100,000千円	経営コンサルタント業		不動産の転借り	敷金及び保証金の返還	15,169	敷金及び保証金	
							地代家賃(注)2	8,052	前払費用	
							投資有価証券の取得	20,191	投資有価証券	20,191
主要株主(法人)	㈱玉光堂	東京都港区	50,000千円	音楽・映像ソフトのプレス他	被所有直接10.43%	新株予約権の行使	新株の発行(注)1	80,358	資本金資本準備金	40,179 40,179
							利用料の支払	5,218	前払費用	(注)4
							利用料の支払(注)3	49,129	長期前払費用	(注)4
主要株主(法人)の兄弟会社	㈱みっとめるへん社	東京都文京区	98,000千円	化粧品・日用品小売業他		関連会社株式の取得	関連会社株式の取得	20,000	資本金資本準備金	14,900 (注)5
主要株主(法人)の親会社の兄弟会社	鈴木不動産㈱	東京都港区	25,000千円	投資有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務		新株予約権の行使	新株の発行(注)1	9,556	資本金資本準備金	4,778 4,778

(注)1. 新株予約権を行使したことにより発行した新株の対価として払い込まれたものであります。この条件等は第10回新株予約権発行要領に記載のとおりです。

(注)2. 当社は2024年7月まで、当社本社事務所として㈱玉光堂ホールディングスより不動産の転借りを受けておりました。地代家賃の金額は近隣での類似物件の家賃相場を勘案し合理的に決定しております。

(注)3. 当社は動画及び電子書籍の販売プラットフォームとしての著作権利用料を㈱玉光堂に支払っております。利用料の金額は当該物件の総原価と市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注)4. 当事業年度において、減損損失41,570千円を計上しております。

(注)5. 当事業年度において、関係会社株式評価損5,100千円を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(法人)の役員	鈴木伸也			主要株主(法人)の代表取締役		新株予約権の行使	新株の発行(注)1	9,556	資本金資本準備金	4,778 4,778

(注)1. 新株予約権を行使したことにより発行した新株の対価として払い込まれたものであります。この条件等は第10回新株予約権発行要領に記載のとおりです。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (法人)	㈱玉光堂	東京都港区	50,000 千円	音楽・映像ソフトのプレス他	非所有 直接 15.13%	商品等の仕入	関係会社株式の取得(注)1	101,931	関係会社株式	122,122
							事業譲受(注)2	57,215		
主要株主 (法人) の親会社 の兄弟会社	㈱音の岩泉	北海道札幌市	10,200 千円	音楽・映像関連商品の卸・小売業		商品等の販売	商品の売上	11,138	売掛金	12,110

(注)1. 関係会社株式の取得に係る取引金額については、企業価値を勘案し、両社協議の上、合理的に決定しております。

(注)2. 当社子会社BTCリンク(株)が、リユース事業を事業譲受いたしました。事業譲受の取引金額については、協議の上、決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	藤原 宏樹			当社代表取締役		当社代表取締役	当社借入に対する債務被保証(注)1	87,075		

(注)1. 当社は、銀行借入に対して代表取締役藤原宏樹より債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行ってございません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	10.70円	11.83円
1株当たり当期純損失()	13.98円	8.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	337,676	258,588
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	337,676	258,588
普通株式の期中平均株式数(株)	24,153,504	31,699,710
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第6回新株予約権の個数 50個 (普通株式 9,000株)	第6回新株予約権の個数 50個 (普通株式 9,000株)
	第10回新株予約権の個数 19,179個 (普通株式 6,098,922株)	第11回新株予約権の個数 209,000個 (普通株式 20,900,000株)
	第11回新株予約権の個数 223,217個 (普通株式 22,321,700株)	第12回新株予約権の個数 6,000個 (普通株式 600,000株)
	第12回新株予約権の個数 6,000個 (普通株式 600,000株)	
	第13回新株予約権の個数 35,700個 (普通株式 3,570,000株)	

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	342,936	426,729
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	37,098	28,355
(うち新株予約権)(千円)	(36,339)	(26,821)
(うち非支配株主持分)(千円)	(758)	(1,534)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	305,838	398,373
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	28,575,720	33,685,080

(重要な後発事象)

1. 持分法適用関連会社の異動（合併による消滅）

当社の持分法適用関連会社である株式会社みっとめるへん社（以下「みっとめるへん社」といいます。）は、2026年1月31日付でメモリーテックつくば株式会社（以下、「メモリーテックつくば社」といいます。）を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施いたしました。

本合併に伴い、みっとめるへん社は消滅し、当社は本合併後の存続会社であるメモリーテックつくば社に対して重要な影響力を有しなくなったため、持分法適用関連会社から除外されることとなりました。

1. 異動（除外）に至った経緯

メモリーテックつくば社と、みっとめるへん社、株式会社精美堂（以下、「精美堂」といいます。）、及び株式会社RedGames（以下、「RedGames」といいます。）は、製造、企画編集、アプリ、流通、OA機器卸、教育分野における新たな価値創造と、持続的な成長の実現を目的とし、2026年1月31日を効力発生日として、メモリーテックつくば社を存続会社、みっとめるへん社、精美堂、及びRedGamesを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

本合併により、当社が保有するみっとめるへん社の株式に対してメモリーテックつくば社の株式が割り当てられます。

この結果、当社のメモリーテックつくば社に対する議決権保有比率は7.99%となり、重要な影響力を喪失したことから、みっとめるへん社（合併前）を持分法適用会社から除外するものであります。

2. 異動する持分法適用関連会社（みっとめるへん社）の概要

(1) 名称	株式会社みっとめるへん社		
(2) 所在地	東京都文京区湯島三丁目14番9号湯島ビルヂング5階		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木伸也		
(4) 事業内容	幼児向けの絵本や児童向けの読み物・保育備品・遊具・アパレルウェア等の企画・編集・販売		
(5) 資本金	98,000千円		
(6) 設立年月日	2018年7月4日		
(7) 大株主及び持株比率	株式会社玉光堂ホールディングス(70%) CRAVIA株式会社(30%)		
(8) 上場企業と当該会社との関係	資本関係	当社はみっとめるへん社の株主(30%)です。	
	人的関係	該当事項はありません。また当社からの役員派遣はありません。	
	取引関係	ECによる小売業及び幼児用教材事業における仕入元であり、配送業務を委託しています。 また、IPの管理及びキャラクターグッズ等の企画・卸売を受託しています。	
	関連当事者への該当状況	当社の関連会社です。	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財務状態	(単位:千円)		
決算期	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
純資産	304,725	336,466	359,321
総資産	355,609	434,275	440,719

1株当たり純資産(円)	21,056	23,249	24,828
売上高	43,484	289,556	472,042
営業利益	559	33,182	19,855
経常利益	1,325	33,928	20,430
当期純利益	1,277	28,038	22,854
1株当たり当期純利益(円)	88.24	1,937	1,579
1株当たり配当金(円)	0.00	0.00	0.00

2023年2月期においては決算期に変更があったため、2ヶ月分の数値になっております。

3. 合併後存続会社となる会社の概要

(1) 名称	メモリーテックつくば株式会社		
(2) 所在地	東京都港区赤坂四丁目5番21号 バルミー赤坂317号室		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木伸也		
(4) 事業内容	CD、DVD、ブルーレイなど光記録媒体の企画、制作、製造 商業印刷における企画、制作、製造管理、輸出入 出版印刷における企画、制作、製造管理、輸出入 付録グッズ製造における工場選定、製造管理、検品、輸出入 著作権の管理、出版、販売、輸出入 ソフトウェアの開発、企画、制作、販売 物流センター事業		
(5) 資本金	30,000千円		
(6) 設立年月日	2021年12月24日		
(7) 大株主及び持株比率	株式会社玉光堂ホールディングス(73.18%) メモリーテック・ホールディングス株式会社(13.00%) 株式会社サンワネット(13.00%)		
(8) 上場企業と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	酸素ボックスの製造・在庫管理を委託しています。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財務状態 (単位:千円)

決算期	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
純資産	348,962	386,763	387,075
総資産	1,544,081	1,549,648	1,609,830
1株当たり純資産	65	77	73
売上高	1,099,497	1,647,029	1,554,079
営業利益	10,525	45,855	26,066
経常利益	6,056	37,508	16,333
当期純利益	38,445	36,215	311

1株当たり当期純利益(円)	7,258	6,836	58
1株当たり配当金(円)	0.00	0.00	0.00

2023年2月期においては決算期に変更があったため、7ヶ月分の数値になっております。

4. 合併の概要(みっとめるへん社)

(1) 存続会社	メモリーテックつくば株式会社
(2) 消滅会社	株式会社みっとめるへん社 株式会社精美堂 株式会社RedGames
(3) 合併方式	メモリーテックつくば株式会社を存続会社とする吸収合併
(4) 合併比率	1:0.299

5. 日程

(1) みっとめるへん社

当社において、合併消滅会社であるみっとめるへん社における株主総会に代わる書面決議にて合併を承認する旨を、当社代表取締役が決定した日 2026年1月29日

合併消滅会社であるみっとめるへん社において、書面決議により株主総会があったとみなされた日：2026年1月29日

効力発生日：2026年1月31日

(2) メモリーテックつくば社

株主総会決議日：2026年1月31日

効力発生日：2026年1月31日

6. 合併後の状況および今後の所有株式数

本合併に伴い、当社が保有するみっとめるへん社株式に替わり、新たにメモリーテックつくば社の株式を承継いたします。

項目	異動前 (みっとめるへん社)	異動後 (メモリーテックつくば社)
所有株式数	4,342株	1,297株
議決権所有割合	30.0%	7.99% (本合併による交付)
連結対象等	持分法適用関連会社	- (投資有価証券)

. 普通社債の発行(第3回)

当社は、運転資金を確保することを目的に、株式会社KJ Equity Partners(韓国)を引受人とした総額100百万円の新たな社債を発行することを、2026年2月26日開催の取締役会にて決議いたしました。

1. 社債の概要

- (1) 社債名称 CRAVIA株式会社第3回無担保普通社債
- (2) 社債総額 100,000,000円
- (3) 各社債の金額 100,000,000円の1種
- (4) 払込金額 各社債の金額100円につき金100円
- (5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円
- (6) 利率 年10.0%
- (7) 払込期日 2026年2月27日

- (8) 償還期限 2026年 6月30日
- (9) 償還方法 償還期日に一括償還
- (10) 利払日 償還期日に支払う
- (11) 担保・保証 無し
- (12) 社債管理人 設置しない
- (13) 引受人 株式会社KJ Equity Partners
- (14) 資金使途 運転資金 100,000,000円

第11回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式及び第14・15回新株予約権の発行、定款の一部変更
 当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、当社が2024年10月31日に発行した第11回新株予約権について、2026年2月26日時点でSAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTDが保有する第11回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却すること、並びに、SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD（以下「SJI」及び「株式割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行、EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第14回新株予約権（以下「第14回予約権」といいます。）の発行、KJ Equity Partners Co.,Ltd.（京畿道金浦市、代表理事：佐藤欣昭。以下「KJEP」といい、EVO FUNDと個別に又は総称して「新株予約権割当予定先」といいます。また、新株予約権割当予定先及び株式割当予定先を個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第15回新株予約権証券（以下「第15回新株予約権」といい、第14回新株予約権と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行、第4回無担保普通社債（少数者私募）（以下「本社債」といいます。）の発行、SJIとの本新株式の買取契約（以下「株式買取契約」といいます。）の締結、EVO FUNDとの第14回新株予約権の買取契約（以下「第14回新株予約権買取契約」といいます。）の締結、KJEPとの第15回新株予約権の買取契約（以下「第15回新株予約権買取契約」といい、株式買取契約及び第14回新株予約権買取契約と併せて、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）の締結、並びに 各割当予定先との総数引受契約の締結を決議しました。

なお、本第三者割当は、2026年3月27日開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行（本新株式及び本新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。）並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）が承認されることなどを条件としておりましたが、かかる条件がすべて成就しましたので、本第三者割当を実施する予定です。

1. 第11回新株予約権の取得及び消却

取得及び消却する第11回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称	アジャイルメディア・ネットワーク株式会社第11回新株予約権
(2) 割当日	2024年11月18日
(3) 発行した新株予約権数	239,000個
(4) 新株予約権の払込金額	総額29,875,000円（新株予約権 1個当たり125円）
(5) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 23,900,000株 （第11回新株予約権 1個につき普通株式100株）
(6) 行使価額	1株当たり73.8円
(7) 行使済みの新株予約権の数	30,000個
(8) 新株予約権の残存数	209,000個
(9) 取得及び消却する新株予約権の数	取得日時時点でSJIが保有する全ての新株予約権 （2026年2月26日時点の保有個数：203,000個）
(10) 新株予約権の取得金額	取得個数に取得される新株予約権の払込金額と同額である125円を乗じた金額 （2026年2月26日時点の見込み金額）：総額25,375,000円
(11) 新株予約権の取得日及び消却日	2026年3月30日（予定）

(12) 消却後に残存する 新株予約権の数	6,000個 内訳(若杉小夜香氏:1,000個、百瀬宙成氏:5,000個)
--------------------------	--

2. 第三者割当による新株式、第14回新株予約権及び第15回新株予約権の発行

募集の概要

< 本新株式発行の概要 >

(1) 払込期日	2026年3月30日
(2) 発行新株式数	12,000,000株
(3) 発行価額	1株につき、金9円
(4) 資金調達額	102,415,615円(注)
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての新株式を株式割当予定先に割り当てます。
(6) 割当予定先	SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD
(7) その他	上記の各号については、本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更(発行可能株式総数の増加)に関する議案が承認されること、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生すること等を条件としておりました。

< 第14回新株予約権発行の概要 >

(1) 割当日	2026年3月30日
(2) 発行新株予約権数	380,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
(3) 発行価額	総額3,800円(新株予約権1個当たり0.01円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	普通株式38,000,000株
(5) 資金調達額	336,419,415円(注)
(6) 行使価額	1株当たり9円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当の方法により、全ての新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8) 割当予定先	EVO FUND
(9) 権利行使期間	2026年3月31日から2027年3月31日までとします。
(10) その他	上記の各号については、本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更(発行可能株式総数の増加)に関する議案が承認されること、金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としておりました。また、本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)に関する議案が承認され、かつ、金融商品取引法による有価証券届出書による届出の効力が発生しましたので、払込期日までに総数引受契約を締結する予定です。

< 第15回新株予約権発行の概要 >

(1) 割当日	2026年3月30日
(2) 発行新株予約権数	450,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
(3) 発行価額	総額4,500円(新株予約権1個当たり0.01円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	普通株式45,000,000株

(5) 資金調達の種類	399,420,115円(注)
(6) 行使価額	1株当たり9円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当の方法により、全ての新株予約権をKJEPに割り当てます。
(8) 割当予定先	KJEP
(9) 権利行使期間	2026年3月31日から2029年3月30日までとします。
(10) その他	上記の各号については、本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更(発行可能株式総数の増加)に関する議案が承認されること、金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としておりました。また、本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)に関する議案が承認され、かつ、金融商品取引法による有価証券届出書による届出の効力が発生しましたので、払込期日までに総数引受契約を締結する予定です。

(注)資金調達の額は、本新株式については、本新株式の発行価額に本新株式の発行新株式数を乗じた金額から発行諸費用の概算額の3分の1の金額を差し引いた金額です。本新株予約権については、それぞれの本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、それぞれ発行諸費用の概算額の3分の1の金額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。

・普通社債の発行(第4回)

当社は、運転資金を確保することを目的に、EVO FUND(Cayman Islands、代表者:マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)(以下「EVO FUND」といいます。)を引受人とした総額100百万円の新たな社債を発行することを、2026年2月26日開催の取締役会にて決議いたしました。

なお、本社債の発行については、2026年3月27日開催の当社定時株主総会において、2026年2月26日付「第11回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式及び第14・15回新株予約権の発行、定款の一部変更、並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」(以下「2026年2月第三者割当増資開示」といいます。)にて公表した資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)が承認されることなどを条件としておりましたが、かかる条件がすべて成就しましたので、本社債を発行する予定です。

1. 社債の概要

- (1) 社債名称 CRAVIA株式会社第4回無担保普通社債
- (2) 社債総額 100,000,000円
- (3) 各社債の金額 金2,500,000円
- (4) 払込金額 各社債の金額100円につき金100円
- (5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円
- (6) 利率 年0.0%
- (7) 払込期日 2026年3月31日
- (8) 償還期限 2027年3月31日
- (9) 償還方法 満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。

社債権者は、本社債の払込日から6か月が経過した日以降いつでも、繰上償還を希望する日(以下「繰上償還日」といいます。)の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。

2026年3月31日(当日を含みます)以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額(以下に定義します。)以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。「基準金額」は9円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。

当社が、社債権者以外の者に対し、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。但し、かかる請求は、当社が当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。

当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ「2026年2月第三者割当増資開示」にて公表した第14回新株予約権及び第15回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))に代わる新たな新株予約権を交付する場に限り、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日以降で両社が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。

当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。

当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味します。)とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。

当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義されます。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日の10営業日以上前に事前書面を行ったうえで、繰上償還日にその保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求することができます。

本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から()当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額及び()本社債の発行要項第2項に基づき金100,000,000円から控除された金額の合計額を控除した額が、各社債の金額(2,500,000円)の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日(当日を含みます。)又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。

(10) 総額引受人 EVO FUND

(11) 資金使途 本社債の発行により調達する資金の額は、100百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

・2026年4月以降の運転資金の補填

運転資金4か月分として100百万円(内訳:人件費56百万円(原価人件費26百万円販管人件費30百万円)、外注費用19百万円、賃借料3百万円、及びその他一般経費22百万円)を見込んでおります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		980	1.65	
1年以内に返済予定の長期借入金	27,864	31,776	1.50	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	110,460	97,992	1.85	2027年～2033年
合計	138,324	130,748		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	22,176	15,336	15,336	13,089

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	116,328	202,241	323,727	546,224
税金等調整前中間(四半期)(当期)純損失() (千円)	44,417	95,969	164,001	261,353
親会社株主に帰属する中間(四半期)(当期)純損失() (千円)	44,291	93,590	159,745	258,588
1株当たり中間(四半期)(当期)純損失() (円)	1.52	3.09	5.14	8.16

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失() (円)	1.52	1.57	2.02	2.95

(注) 第1四半期及び第3四半期については、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	329,479	32,444
売掛金	30,000	57,702
未収入金	1 34,892	1・2 14,649
商品及び製品	-	2,466
立替金	1 38,823	1 46,991
関係会社短期貸付金	1 155,000	1 290,937
前払費用	10,906	41,306
前渡金	-	40,320
その他	6,119	7,945
貸倒引当金	148,007	196,742
流動資産合計	457,215	338,022
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	20,191	19,600
関係会社株式	19,510	133,354
敷金及び保証金	27,637	2,337
長期未収入金	2 366,497	2 370,526
長期前払費用	809	706
暗号資産	-	64,728
その他	20	20
貸倒引当金	2 357,275	2 333,705
投資その他の資産合計	77,391	257,568
固定資産合計	77,391	257,568
資産合計	534,606	595,591

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,374	5,341
1年内返済予定の長期借入金	27,444	27,444
未払金	12,555	20,188
未払費用	3,162	3,538
未払法人税等	710	6,444
前受金	8,668	9,017
預り金	3,006	2,941
その他	11	-
流動負債合計	71,933	74,915
固定負債		
長期借入金	110,355	82,911
関係会社事業損失引当金	1,232	6,301
固定負債合計	111,587	89,212
負債合計	183,520	164,127
純資産の部		
株主資本		
資本金	268,366	443,928
資本剰余金		
資本準備金	258,366	433,928
その他資本剰余金	131,362	131,362
資本剰余金合計	389,728	565,290
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	343,348	604,576
利益剰余金合計	343,348	604,576
株主資本合計	314,746	404,642
新株予約権	36,339	26,821
純資産合計	351,086	431,463
負債純資産合計	534,606	595,591

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	277,041	205,718
売上原価	226,163	184,975
売上総利益	50,877	20,743
販売費及び一般管理費	² 250,771	² 280,542
営業損失()	199,893	259,798
営業外収益		
受取利息	¹ 2,287	¹ 3,410
受取配当金	0	0
業務委託収入	-	¹ 900
助成金収入	2,700	-
ポイント収入額	474	-
その他	808	553
営業外収益合計	6,271	4,864
営業外費用		
支払利息	2,665	2,271
株式交付費	20,064	11,622
暗号資産評価損	-	15,271
その他	0	9
営業外費用合計	22,729	29,174
経常損失()	216,352	284,108
特別利益		
和解金	78,500	58,110
新株予約権戻入益	-	5,736
貸倒引当金戻入益	-	23,570
特別利益合計	78,500	87,417
特別損失		
減損損失	44,765	497
投資有価証券評価損	4,425	37,228
関係会社株式評価損	10,200	-
貸倒引当金繰入額	124,537	-
訴訟関連費用	19,625	20,420
関係会社事業損失引当金繰入額	1,232	5,069
特別損失合計	204,785	63,214
税引前当期純損失()	342,638	259,905
法人税、住民税及び事業税	710	1,322
法人税等合計	710	1,322
当期純損失()	343,348	261,228

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	66,895	36.9	50,171	43.1
経費		114,457	63.1	66,188	56.9
当期総費用		181,352	100.0	116,359	100.0
期首仕掛品棚卸高					
合計		181,352		116,359	
期末仕掛品棚卸高					
当期製品製造原価		181,352		116,359	
期首商品棚卸高					
当期商品仕入高		44,810		71,082	
合計		226,163		187,442	
期末商品棚卸高				2,466	
売上原価		226,163		184,975	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	33,776	11,801
支払手数料	21,665	18,612
通信費	36,697	25,220

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他資本剰余 金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	804,463	706,443	426,813	1,133,257	1,814,544	1,814,544	123,177
当期変動額							
新株の発行	267,458	267,458		267,458			534,917
減資	803,556	715,536	1,519,092	803,556		-	-
欠損填補		-	1,814,544	1,814,544	1,814,544	1,814,544	-
当期純損失 ()					343,348	343,348	343,348
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							-
当期変動額合計	536,097	448,077	295,451	743,529	1,471,196	1,471,196	191,569
当期末残高	268,366	258,366	131,362	389,728	343,348	343,348	314,746

	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	8,231	131,408
当期変動額		
新株の発行		534,917
減資		-
欠損填補		-
当期純損失()		343,348
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	28,108	28,108
当期変動額合計	28,108	219,677
当期末残高	36,339	351,086

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余 金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	268,366	258,366	131,362	389,728	343,348	343,348	314,746
当期変動額							
新株の発行	175,562	175,562		175,562			351,124
減資							-
欠損填補							-
当期純損失 ()					261,228	261,228	261,228
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							-
当期変動額合計	175,562	175,562	-	175,562	261,228	261,228	89,896
当期末残高	443,928	433,928	131,362	565,290	604,576	604,576	404,642

	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	36,339	351,086
当期変動額		
新株の発行		351,124
減資		-
欠損填補		-
当期純損失()		261,228
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	9,518	9,518
当期変動額合計	9,518	80,377
当期末残高	26,821	431,463

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、過去継続した重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、また当事業年度においても重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上しております。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しております。

当社では、当該事象または状況を解消するために、収益力の向上、資本政策による財務基盤の安定化といった対応策に取り組んでおります。詳細は連結財務諸表における注記事項「継続企業の前提に関する事項」をご参照ください。

しかしながら、これらの対応策は、今後の経済情勢等により収益が計画通り改善しない可能性があることや、資本政策はご支援いただく利害関係者の皆様のご意向に左右されるものであり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

暗号資産

活発な市場があるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）

棚卸資産

商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
----	-----

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の

適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5)その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社貸付金の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社短期貸付金	290,937
貸倒引当金(関係会社)	196,467
関係会社事業損失引当金	6,301
関係会社事業損失引当金繰入額	5,069

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

関係会社短期貸付金の評価につきましては、関係会社の財政状態及び経営成績を考慮し、期末日時点の対象会社の債務超過金額を総合的に勘案したうえで、回収不能見込額を貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金として計上しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社短期貸付金につきましては、子会社の債務超過額相当額について貸倒引当金を計上しております。また、債務超過額が関係会社短期貸付金を超過する額につきましては関係会社事業損失引当金を計上しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度の関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の追加引当が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)、及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しております。これによる財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
関係会社短期貸付金	155,000千円	290,937千円
未収入金	2,702千円	3,158千円
立替金	38,711千円	44,776千円

2.不正行為に関連して発生したものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
未収入金	-千円	4,490千円
長期未収入金	366,486千円	370,515千円
貸倒引当金	357,264千円	333,694千円

3.偶発債務

連結財務諸表「注記事項（連結貸借対照表関係）」に同一の内容を記載しているため省略しております。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業取引以外の取引高	2,184 千円	4,102 千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	31,637 千円	47,627 千円
給料手当	50,790 "	38,232 "
支払手数料	57,249 "	38,316 "
支払報酬	36,113 "	36,512 "
貸倒引当金繰入額	604 "	48,734 "
おおよその割合		
販売費	8.0 %	2.9 %
一般管理費	92.0 "	97.1 "

(表示方法の変更)

当事業年度において、「支払報酬」及び「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より販売費及び一般管理費の主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度においても主要な費目として表示しております。また、前事業年度において、主要な費目として表示しておりました「法定福利費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より記載を省略しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
子会社株式	19,510	8,782
関連会社株式	-	124,572
計	19,510	133,354

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	528千円	1,568千円
貸倒引当金	128,753 "	162,423 "
減価償却及び減損損失	23,338 "	14,366 "
関係会社株式	32,549 "	40,825 "
繰越欠損金	559,338 "	570,778 "
その他	28,746 "	27,322 "
繰延税金資産小計	772,198 "	817,283 "

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	559,338 "	570,778 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	212,860 "	246,504 "
評価性引当額小計	772,198 "	817,283 "
繰延税金資産合計	千円	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報について、1 連結財務諸表等 注記事項(収益認識関係)に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	期首 帳簿価格 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期 償却額 (千円)	期末 帳簿価額(千 円)	減価償却 累計額 (千円)	期末 取得原価 (千円)
有形固定資産							
建物						3,285	3,285
工具、器具及び備品		497	497 (497)			923	923
有形固定資産計		497	497 (497)			4,209	4,209
無形固定資産							
ソフトウェア						1,662	1,662
ソフトウェア仮勘定							
無形固定資産計						1,662	1,662

(注)当期減少額の()は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	148,007	48,734		196,742
貸倒引当金(固定)	357,275		23,570	333,705
関係会社事業損失引当金	1,232	5,069		6,301

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞社に掲載して行う。 公告掲載URL https://cravia.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款で定められております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（参照方式）及びその添付書類

第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に係る有価証券届出書 2026年2月26日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第18期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月28日関東財務局長に提出

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第18期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月28日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第19期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月14日関東財務局長に提出

(4) 半期報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第19期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月19日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年3月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書

2025年3月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年7月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年10月29日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月27日

CRAVIA株式会社
取締役会 御中

K D A 監査法人

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 佐 木 敬 昌

指定社員
業務執行社員 公認会計士 上 野 宜 春

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているCRAVIA株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CRAVIA株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、継続して、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。このため現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

- 重要な後発事象に関する注記 . 持分法適用関連会社の異動（合併による消滅）、に記載のとおり、持分法適用会社である株式会社みっとめるへん社（以下「みっとめるへん社」と言います。）は、2026年1月31日付でメモリーテックつくば株式会社（以下、「メモリーテックつくば社」と言います。）を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」と言います。）を実施し、本合併に伴い、みっとめるへん社は消滅し、会社は本合併後の存続会社であるメモリーテックつくば社に対して重要な影響力を有しなくなったため、持分法適用関連会社から除外されることとなった旨の記載がある。
- 重要な後発事象に関する注記 . 普通社債の発行（第3回）、に記載のとおり、会社は運転資金を確保することを目的に、株式会社KJ Equity Partners(韓国)を引受人とした総額100百万円の新たな社債を発行することを、2026年2月26日開催の取締役会にて決議した旨の記載がある。
- 重要な後発事象に関する注記 . 第11回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式及び第14・15回新株予約権の発行、定款の一部変更、に記載のとおり、会社は、2026年2月26日開催の取締役会において、新株予約権の取得と消却、並びに、第三者割当による新株式の発行、第三者割当による新株予約権、及び新株予約権証券の発行、社債の発行、各割当予定先との総数引受契約の締結を決議し、2026年3月27日開催の定時株主総会で承認された

旨の記載がある。

4. 重要な後発事象に関する注記 . 普通社債の発行（第4回）、に記載のとおり、会社は総額100百万円の新たな社債を発行することを、2026年2月26日開催の取締役会にて決議し、2026年3月27日開催の定時株主総会で承認された旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

のれんに関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、（重要な会計上の見積り）1.のれんの評価、に記載のとおり、連結財務諸表にのれん48,372千円、減損損失22,519千円を計上している。</p> <p>のれんは、子会社や事業の取得時における将来の超過収益力に関連して発生しており、その効果の発生する期間に均等償却している。</p> <p>会社は毎期、事業環境の変化や業績状況に基づいて減損の兆候を判定し、減損の兆候があると認められる場合には、事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積り、のれんを含む固定資産の帳簿価額と比較することによって、減損損失の認識の要否を判定している。会社は、当期において、幼児用教材販売事業を運営する株式会社グローリー及び酒類販売事業を運営する有限会社辻元、総合家電・美容商品販売事業を運営する株式会社cadre、並びにリユース事業について、それぞれの株取得または事業譲受時に発生したのれんについて減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別したもののについては、割引前将来キャッシュ・フローの見積総額と帳簿価額の比較により減損損失の認識の判定を行っている。</p> <p>その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったものについては、使用価値により回収可能価額を算定し、減損損失を22,519千円計上している。</p> <p>翌連結会計年度の業績の見積りは、事業計画を基礎として検討されるが、当該見積りに関連する業界の環境等の見通し等は、経営者による主観的な判断に大きく依存し、不確実性が高い。</p> <p>以上により、当監査法人は、のれんの減損に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの減損に関する判断の妥当性等を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得時の計画と当期の実績を比較し、乖離の内容を把握した。 翌期以降の事業計画が、当期の実績と比較し、主要な仮定が適切かどうか検討した。 連結貸借対照表に計上されているのれんについて、翌期以降の事業計画に基づき検討を行い、超過収益力の毀損がないことを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そ

のような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、CRAVIA株式会社の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、CRAVIA株式会社が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

CRAVIA株式会社
取締役会 御中

K D A監査法人

東京都中央区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

佐 佐 木 敬 昌

指定社員
業務執行社員

公認会計士

上 野 宜 春

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているCRAVIA株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CRAVIA株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

注記事項の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、継続して、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

- 重要な後発事象に関する注記 . 持分法適用関連会社の異動（合併による消滅）、に記載のとおり、持分法適用会社である株式会社みっとめるへん社（以下「みっとめるへん社」と言います。）は、2026年1月31日付でメモリーテックつくば株式会社（以下、「メモリーテックつくば社」と言います。）を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」と言います。）を実施し、本合併に伴い、みっとめるへん社は消滅し、会社は本合併後の存続会社であるメモリーテックつくば社に対して重要な影響力を有しなくなったため、持分法適用関連会社から除外されることとなった旨の記載がある。
- 重要な後発事象に関する注記 . 普通社債の発行（第3回）、に記載のとおり、会社は運転資金を確保することを目的に、株式会社KJ Equity Partners(韓国)を引受人とした総額100百万円の新たな社債を発行することを、2026年2月26日開催の取締役会にて決議した旨の記載がある。
- 重要な後発事象に関する注記 . 第11回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式及び第14・15回新株予約権の発行、定款の一部変更、に記載のとおり、会社は、2026年2月26日開催の取締役会において、新株予約権の取得と消却、並びに、第三者割当による新株式の発行、第三者割当による新株予約権、及び新株予約権証券の発行、社債の発行、各割当予定先との総数引受契約の締結を決議し、2026年3月27日開催の定時株主総会で承認された旨の記載がある。

4. 重要な後発事象に関する注記 . 普通社債の発行（第4回）、に記載のとおり、会社は総額100百万円の新たな社債を発行することを、2026年2月26日開催の取締役会にて決議し、2026年3月27日開催の定時株主総会で承認された旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

関係会社に対する貸付金の回収可能性の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は（重要な会計上の見積り）関係会社貸付金の評価に記載したとおり、関係会社短期貸付金290,937千円、貸倒引当金196,467千円、関係会社事業損失引当金6,301千円を計上している。</p> <p>この貸倒引当金は連結子会社のうち主に6社に対するものであり、貸付先の財政状態に基づき、回収可能性を十分に検討し、回収不能な額を計上している。</p> <p>会社は主要な連結子会社を2025年12月末で9社保有しており、連結子会社に対する投融資も每期継続的に行われている。連結子会社の経営状況は、日本国内のみならず世界各地の市況動向や経済動向といった外部環境の影響を受けやすい傾向にあり、より不確実性を伴うため、当監査法人は当該事項を「監査上の主要な検討事項」に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、CRAVIA株式会社の関係会社の貸付金の回収可能性に関する判断の妥当性を確認するために、同社が構築した貸倒引当金の計上に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、同社の判断に対して、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社の貸付金の回収可能性の妥当性の検討を行い、担当役員と討議した。 ・各社の決算状況の内容の確認を行い、検討を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監

査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。